

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (30. 1 定)			
日 時	平成 30 年 3 月 2 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、千葉・斉藤・濱本・佐々木・ 林下・川畑・横田各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に林下委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が斉藤委員に、高橋龍委員が佐々木委員に、中村吉宏委員が横田委員に、中村誠吾委員が林下委員に、新谷委員が川畑委員にそれぞれ交代いたしております。

この際、委員長から申し上げます。

昨日の当委員会における秋元委員の質問に対する市長の答弁の中に、平成 26 年度以前の除排雪の状況について、委員側に資料等を求める発言がありましたが、市の事業については、本来、職員に確認するのが当然であります。

また、当該発言については、反問ととられかねないものであります。

これまでも市長の不適切な発言は多々指摘されており、今回、また繰り返されたことについては、委員長としてまことに遺憾であります。

今後、二度とこのようなことがないように、市長に対し、厳重に注意いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、民進党、公明党、自民党の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎議案第 39 号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案について

それでは、議案第 39 号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案について、質問します。

この課題については、我が党の代表質問で、国家公務員に準じて職員の退職手当を引き下げる提案についてただしているわけですが、その中で市長答弁は、2018 年度一般会計予算ベースでは、1 人当たりの平均差額、部長職で 79 万 7,000 円、次長職で 75 万 7,000 円、課長職で 73 万円、係長以下では 67 万 9,000 円と、総額 2,128 万 8,000 円と。そして、人事院から示された退職給付にかかわる官民比較調査の結果及び見解を踏まえて実施されたものであって、国家公務員の退職手当の引き下げに準じて行うものであり、北海道を通じて、国から国家公務員の退職手当の改正に準じて適切な処理を講ずることを求められているので、条例案を撤回する気はありませんと答弁しております。そこで、引き続きこの委員会で質問させていただきます。

まず、今回、国家公務員の退職手当の引き下げに準じてと、退職手当の改正とは言えない、むしろ改悪を何の抵抗も示さずに提案しているわけでありますけれども、2018 年度退職予定人数については、何人いらっしゃるかわかっていますか。

○（総務）職員課長

30 人です。

○川畑委員

それでは、2018 年度の一般会計予算ベースで、該当する退職者の改正前の金額と、それから改正後の金額について、お知らせください。

○（総務）職員課長

改正前の額が 8 億 5,976 万 3,000 円で、改正後の額が 8 億 3,847 万 5,000 円となります。

○川畑委員

その差額が、要するに代表質問で答えられた総額 2,128 万 8,000 円ということですのでよろしいですね。

○（総務）職員課長

はい、そのとおりでございます。

○川畑委員

かつて国家公務員が給与の削減をしていないときに、小樽市は財政が厳しいからといって職員給与の独自削減をしているわけです。独自削減をしてきた期間は、いつからいつまでなのか、わかればお示してください。

○（総務）職員課長

独自削減は、平成 16 年度から 26 年度まで行っております。

○川畑委員

約 10 年ということになりますね。当時の独自削減について何うわけですけれども、2018 年度退職予定者全員の独自削減した金額を調査するのは困難だと思うのですが、代表質問で答弁された部長職、それから次長職、そして課長職と係長職以下の、今回退職手当削減に該当される方々の独自削減がなくて、人事院勧告どおりとした場合の差額について、お知らせください。

○（総務）職員課長

代表質問でお答えいたしました部長職、次長職、課長職、係長職以下の 1 人当たりの平均差額に、最も近い差額となる職員をモデルケースとして 1 人ずつ選びまして、その職員について、給料と期末手当、勤勉手当を、いわゆる人事院勧告どおりの額や支給割合で再計算といいますか、計算しまして、厳密に言えば、時間外勤務手当とかのはね返りもあるのですが、それは考慮しないで、いわゆる本俸と賞与で計算した差額、これがおおよそ 1 人当たり 360 万円から 417 万円ぐらいの差額になるのですけれども、これにそれぞれの職位の人数を掛けまして、トータルの差額としては約 1 億 1,443 万円という計算になりました。

○川畑委員

総額で約 1 億 1,443 万円ということですが、個別の例えば部長職、次長職、課長職、係長職以下の、その個別の平均というか、リストアップされた額というのはわかりますか。

○（総務）職員課長

部長職で約 417 万 9,000 円、次長職で約 410 万 7,000 円、課長職で約 394 万 9,000 円、係長職以下で 363 万 3,000 円となります。

○川畑委員

それで、独自削減額と削減退職金の差額の問題ですけれども、合計で先ほどの数字を計算してみますと、私の計算では 9,314 万 2,000 円くらい、それくらいの差額があるのだと思うのです。この退職金の差額から見ますと 5.4 倍ぐらいになるのですね。これは相当な額なので、そこで市長に私は伺いたいのですが、独自削減は、かつての話だから私は認識していないと思っているのでしょうか。それとも、独自削減にこれだけ協力した職員に、人事院勧告だからといって退職金を転嫁するのは、余りにも冷た過ぎるのではないかと私は思うのですが、その辺についての市長の見解を聞かせてください。

○（総務）職員課長

確かに当時とは何か財政再建団体に陥らないようにということで、まさに身を切る思いで職員の協力、理解のもと、独自削減をしてきた経過はあるのですけれども、やはり職員の、地方公務員の給与の根本基準というのは、地方公務員法第 24 条第 2 項に規定がありまして、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされておりますので、代表質問の中で市長から答弁させていただいたとおり、このたびの退職手当の引き下げは、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえて実施された国家公務員の退職手当の引き下げに準じて行うものでありまして、また道を通じて国から国家公務員の退職手当の改正に準じて適切な措置を講ずることを求められておりますの

で、幾ら過去に 10 年以上独自削減をしてきたからといって、今回の退職手当の引き下げを見送ることにはならないというふうに考えてございます。

○川畑委員

確かにそういう面もあるのですが、私は個別に見て、例えば部長職であれば、削減された退職金と独自削減の差額を見ると約 338 万円ありますね。そして、次長職では、334 万 9,000 円くらいになります。そして、課長職でも 321 万 9,000 円くらいになるのですね。そして係長職以下でも差額が 295 万 4,000 円くらいになるわけですよ。ですから、そういう大きな差額を今回の人事院勧告があるからということだけで、簡単にそういうことを執行しているかどうか、その辺について市長の認識を伺いたいと聞いているのです。

課長の答弁はわかりましたよ。市長の見解をお聞かせください。

○市長

今、職員課長からもお話がありましたけれども、確かに川畑委員がおっしゃられるように、当時、財政の厳しさから財政健全化計画をつくって、それに基づき、職員の皆様がその当時、市としての独自削減を受け入れていただいて、その財政の健全化に対して御協力をいただいていたという経過はそのとおりであるというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今、職員課長からお話がありましたけれども、やはり現在の小樽市職員における給与におけるの基準は、基本的にやはり国公準拠、人事院勧告から始まって、それに基づいた国家公務員におけるその変更に合わせて準拠を小樽市における給与の基準としておりますので、これにおきましても先日も答弁させていただきましたが、北海道を通じて、国からこの国家公務員の退職手当の改正に準じて適切な措置を講ずることが求められているところでございますので、その独自削減を行ってきたということをもって、それについて行うことができませんということ、北海道や国に対してお伝えすることは難しいというふうに思っておりますので、このたびこのような形で条例の改正案を上げさせていただいたというところでございます。

○川畑委員

市長は全く配慮とかそういうことをしなかったのですか。その辺を聞かせてもらいたかったのですよ。その辺ではどうですか。

○（総務）職員課長

先ほど市長からもお話ししたとおり、基本的には今、確かに独自削減のときは、財政再建団体に陥った場合、それこそ給料が、例えば 30%カットとか、そういう中で、それを回避するために、職員一丸となって協力、理解のもと進めてきたという形なのですけれども、平成 27 年度から、いわゆる人事院勧告どおり国公準拠という形で来ておりますので、基本的にはこのスタンスで給与改定というのは行っていく形になりますので、このたびの退職手当の引き下げにつきましても、第 4 回定例会で勤勉手当の引き上げを職員についてはしました。それと同じように、今回は引き下げではあるのですけれども、退職手当についての国公準拠で引き下げたというところでございますので、ここは基本的なスタンスというのは、27 年度からは人事院勧告、国公準拠ということに基づいてやっているところでございます。

○川畑委員

共産党は、この点について、反対を主張しておきたいと思います。そのことを申し上げて、この質問について終わらせていただきます。

◎OBCの税収の問題

それから、二つ目のOBCの税収の問題であります。

マスコミの報道の要点からいきますと、このウイングベイ小樽を運営していた小樽ベイシティ開発、すなわちOBCは、平成 29 年 12 月 7 日に民事再生法の適用を申請して受理されて、保全命令を受けたと。また、OBCの負

債総額は約 280 億円と。滞納の固定資産税等については、本税で 46 億円、滞納金を合わせると 90 億円というふうに報道されています。ルネッサンスセブン投資事業有限責任組合の子会社の新会社に、当社全事業を継承させる吸収分割を実施して、会社分割による取引先、そしてテナント債権については新会社が支払い、固定資産税の滞納額 46 億円は O B Cに残ると。そして、新たな固定資産税は新会社が支払うと報道されているわけです。

この中で、今定例会の我が党の代表質問に対して、昨年 4 月の答弁で、一般論としては、滞納案件については安易に徴収を諦めたり、正当な理由なく軽減や免除を行うことは、税の公平性だとか公正性確保の観点からも許されないと答弁されていました。そして、今回の定例会では、固定資産税が減免となる正当な理由といたしましては、火災、震災等により不動産が滅失または著しく価値が下がった場合を指すことを明らかにしているわけであります。

そこで、確認も含めて質問させていただきますけれども、O B Cは、民事再生法の適用を申請して、受理されて保全命令を受けておりますが、この場合、固定資産税の滞納金に対して、法的請求をできるかどうか、その辺について説明していただけますか。

○（財政）齊藤主幹

個別にお答えすることはできないのですが、一般論といたしまして、民事再生を会社が行われた場合、一般的に税を請求するということは、法的にできるものでございます。

○川畑委員

要するに滞納分の請求はできるということですね。

それで、課税対象者、2018 年の 1 月 1 日付で固定資産の所有者となっている人に 2018 年度の固定資産税を請求することになるのだと思うのですが、この対象者も 1 月 1 日現在で賦課されることなので、この 1 月 1 日現在の所有者がどなたになっているのか、それを聞かせていただけますか。

○（財政）資産税課長

1 月 1 日現在において、所有権移転登記はされておりませんので、昨年と変わらずという形になります。

○委員長

どなたですかと聞きませんでしたか。今、変わらないと。

（「所有者は誰ですか」と呼ぶ者あり）

昨年と同じだと言っているけれども、固有名詞は要らないのですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○川畑委員

小樽市としては、今まで O B Cだったので、そのことに請求するという位置づけは変わってこないということになるのですか。その辺はどうですか。

○（財政）齊藤主幹

過去の分も含めてというお話でよろしいかと思うのですが、そうであれば、現在の所有者に対して請求するというのは変わらないということになります。

○川畑委員

それは、そうしたら変わらないということは、今までどおり O B Cということに捉えてよろしいですね。

○（財政）齊藤主幹

結構です。

○川畑委員

それで、ことしの 1 月 1 日現在では、登記上は O B Cになっているということで捉えます。

ここで、議案説明の中で、財政部長は、2018 年度予算における税収の見込みについては、これまでの実績を見込んで話しているのですが、固定資産税等の収入額に O B Cからの税収を見込まれているのかどうか聞きたいので

すが。

○(財政) 財政課長

市税の予算計上に当たりましては、過去の収入率などの経過から積算されたという形で計上しております。

○川畑委員

OBCからの税収も見込まれているのですか。そのことを聞いたかったのですけれども。

○(財政) 財政課長

予算要求については、財政部の中で収入部分は税の担当からいただいております。その中というのは、個別の会社ごとに数字を、全て積み上げた数字ということでいただいておりますので、私たちとしては、前年と比べて調定額はそれほど大きく変動はない、収入率の部分については、通常は収入率の過去の経過の数字を見て判断したという形になっておりますので、それで予算は計上されているという形になっております。

○川畑委員

なかなか曖昧なところですが、所有者がOBCであれば、OBCの2018年の固定資産税を請求するということになるのですよね。そのことについて聞かせてもらえますか。

○(財政) 資産税課長

繰り返しになりますが、先ほど1月1日現在の所有者の方に課税させるという形でお話しさせていただきましたけれども、そういった形になりますので、現状ですと、1月1日現在でまだ所有者の方はおかわりになっていないという形ですので、そちらに従前どおりで課税していくという形になります。

○川畑委員

それで、我が党の代表質問の中で、OBCの記者会見においても、新たなスポンサーのもとで、これまでの課税についてもでき得る限りの責任を果たしていくと話していると。だから最大限の徴収努力をしていきたいと答弁されているわけです。

それで、滞納金額全額とはならなくとも、単年度分以上の税収が期待されると捉えてよろしいのでしょうか。

○(財政) 齊藤主幹

個別の案件になりますので、額的な部分はお答えすることはできませんけれども、当然一般論としてではございますが、滞納になっている案件につきましては、納税交渉などを進めまして、最大限の徴収努力をするということで、お答えさせていただきたいと思います。

○川畑委員

具体的な話はなかなか難しいと思うのですけれども、それではOBCからの税収については、2017年度の税収額よりも、2018年度のほうが増収になると見てよろしいのでしょうか。

○(財政) 齊藤主幹

その部分も含めまして、個別の案件ということもありますし、個別の案件につきましても、今、継続している部分ということもございますので、お答えすることは難しいものと考えてございます。

○川畑委員

ところで、ことしの1月1日付のOBCという所有者になっているということなので、そのOBCとの納税交渉というか、今は滞納先ですから、これについては交渉を進めておられるのですか。

○(財政) 齊藤主幹

これも一般論としてではありますけれども、当然、滞納になっている案件につきましては、その相手方と当然納税交渉を進めて、最大限の徴収努力をするというふうになります。

○川畑委員

なかなか個別なので難しい答弁になると思うのです。

それで、来年の 2019 年 1 月 1 日付では、新会社の登録となるということで捉えてよろしいでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

何度も恐縮でございますが、個別の案件という部分と、今継続中という部分もございますので、私どもから確実にどうなるということは、申し上げることはできません。

○川畑委員

そうすると、新会社になって、いつごろになればその辺がわかるのか、その辺の見通しもないのですか。

○財政部長

この件につきましては、代表質問の再質問のときも言ってございますけれども、今、民事再生の手続を申請した段階で、実際の事業継承は、今関係の各社でもって進めているところでございます。それが、その部分については我々が直接絡む話でもございませぬので、それはそれぞれの関係者がそれに向かって進めているという状況です。そこをもって我々のほうで、いつその事業継承が進むかということについては、お答えすることは不可能でございます。

○川畑委員

それでは最後に、先ほど最初に私が言ったように、OBCの滞納額が税金で、固定資産税等で 46 億円、それに延滞金も合わせると約 90 億円という報道がされていますよね。これも、これまでの滞納金の回収について、どのように進めていこうとしているのか聞かせていただいて、私の質問を終わります。

○（財政）齊藤主幹

何度も繰り返して大変恐縮でございますけれども、個別の案件でお答えすることはできませんが、当然、滞納になっている以上は、最大限の徴収努力をしてみたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

◎蒸気機関車アイアンホース号の修繕について

まず、蒸気機関車アイアンホース号について伺いたいと思います。

昨年の総務常任委員会の中でも、基金なども活用して、運行再開に向けて最大限の努力をしてほしいというふうに申し上げました。今回、予算化されたということで、ひとまずはほっとしております。

ここで、運行再開に向けたスケジュール、それから、課題などについて、お示ししていただければと思います。

○（教育）総合博物館副館長

アイアンホース号の修繕につきまして、スケジュール等を御説明したいと思います。

4 月に入りまして諸手続を進めまして、4 月中に札幌の工場へ搬出いたします。というのも、アイアンホース号のボイラーの修繕でございますが、これを直せるのは大阪にあるボイラーの専門会社でございまして、そちらにアイアンホース号を運ぶことはなかなか難しいものですから、札幌の工場、アイアンホース号のボイラー部分だけを取り外しまして、それを大阪に搬出して、大阪で修繕して、そしてまたその逆で戻していただくという形になります。その作業として、4 月に入りまして作業を進めまして、札幌の工場、ボイラーの取り外し作業、そしてそれを大阪の工場に 4 月終わりから 5 月頭にかけて持っていきまして、5 月、6 月とかけまして修繕作業を行いまして、7 月中には小樽に戻し、夏季休業までには何とか運行を再開できるように進めたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひしっかりと進めていただきたいと思うのです。ただ一方で、今回、財源として示されたのが、ガバメントクラウドファンディングなども活用されるとお話を伺っているのですけれども、これについて、どのように進められるのかお示してください。

○（教育）総合博物館副館長

今回、ガバメントクラウドファンディングということで、昨年行いましたロールスロイスでの方式と同じように、たくさんの方に御支援をいただきまして、今回の修繕作業の費用の一部に充てさせていただければというふうに考えております。一応、目標金額としては 600 万円ということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

大変大きな金額だと思うのです。前に有名人の方のクラウドファンディングのときには、そういった方だからこそののではないかとということもお話しさせていただきました。今回、こうしたガバメントクラウドファンディングを進めるに当たって、さまざまな課題になる部分もあるのではないかなと思います。返礼品の問題をどうするかとか、どのようにアナウンスしていくのかということも含めて、さまざまな課題があると思います。そういうことも含めて、ぜひしっかり取り組んでいただいて、7月再開に向けて努力していただきたいというふうに応援の気持ちも込めて申し上げさせていただきますと思います。

◎水難救助体制整備事業費について

次に、水難救助体制整備事業費についてであります。

水難救助一般についてということであれば、全く否定するものではありません。むしろそうしたことについては推進すべきだというふうには思っています。しかしながら、今回行われようとしている事業については、拙速感が否めません。必要性が一体どこにあるのかということについても、私自身、理解することはできません。今回、さまざまな議会議論になっておりますけれども、一体この水難救助体制整備事業は、どのように行っていくつもりなのか、具体的に何人が配置される、いつからいつまでやられるとか、そういった具体例についてお示し願えるでしょうか。

○（消防）総務課長

今回の水難救助体制整備事業でございますが、目的といたしましては、海水浴場開設期間中の銭函地区における水難救助体制の強化、それから、海水浴客の水難事故防止を図るために、水難救助員 3 名と救助用ボートを配置するものでございまして、実施時期は平成 30 年 7 月中旬から 8 月下旬、実施時間は午前 10 時ごろから午後 4 時ごろを考えているものでございます。

○酒井（隆裕）委員

このことについて、結局のところ、これまでの御答弁の中では、消防力の低下にはつながらないのだというふうにお話をされておりました。

ここで伺いたいのは、消防力の基準に照らして、本市の消防署所、また消防自動車、救急自動車、こうした充足率についてはどのようになっているか、まず伺いたいと思います。

○（消防）総務課長

国の消防力の基準に照らし合わせますと、本市における署所等施設数及び消防車両等の車両は基準を満たしておりますが、職員数は充足されていない現状でございます。

○酒井（隆裕）委員

その次に聞こうと思ったのですが、実際に職員数については充足されていないのですね。施設等はやられている。ということは、今回配置することによって、結果としてそういった職員、消防吏員などがそこに配置されるということで、消防力低下につながってしまうのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（消防）総務課長

銭函への水難隊の配置につきましては、現行の消防体制を維持した上で実施することと考えておりますので、消防力の低下にはつながらないものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

そんなことはないのですよ。ただでさえ職員数が少ない中で、その分振り分けなければならないのです。となるかどうかとなると、その部分、労働強化するとかそういうことしかできないのですね。消防署の職員の方たちは、待機している間、暇にしているわけではないのですよ。やはりそれぞれ訓練されたり、やらなければならないことをやられている、だからこそ、今回の事業については、やはり慎重であるべきだなと思っています。

そもそもこうした水難救助について、一般的に申し上げれば、海上保安部であるとか、また警察であるとかいうところが主体になってくるのかなど。海岸管理者で言えば北海道が主体になってくるのかなど、こういうところとしっかり協議をした上で、小樽市として何ができるのか、そこからスタートするべきではないかと思うのですけれども、そういった協議などはどのように行われているか伺います。

○（消防）総務課長

まず、関係機関との役割分担でございますが、海上保安部につきましては、新年度は期間を延長し、石狩湾港マリパトロールステーションを実施する予定と聞いております。また、警察につきましては、陸上でのパトロールを行うと聞いております。こういった分担の中で、我々消防本部といたしましては、人命救助を行うことが消防本部の業務と考えまして、当該事業実施に当たりましては、情報提供等、必要により協議をしておりますが、まずは人命救助の観点から消防本部独自で実施してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはり理解することは難しいです。海上保安部から小樽市としてボートを買ってやってくださいと言われているわけではないわけですよ。やはり私は拙速感がどうしても否めません。水難救助全般を否定するわけではありません。必要なことです。けれども、今回については、国や道、関連機関ともしっかりと協議をした上で行くべきであったというふうに主張させていただきます。

◎新幹線トンネル発生土について

次に、新幹線トンネル発生土について質問をいたします。

新幹線トンネル発生土、この土砂が運搬ルート、昨日、資料要求もさせていただきましたけれども、取りつけ道路はどのようにすると聞いているのか、考え方もあわせてお示してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

工事用車両の取りつけ道路の関係でございますけれども、一般的には工事で使う道路の現況を判断いたしまして、工事車両が通行できないような場合には、道路の改良等を行いまして、工事が終わりましたら原状に戻す、これがまず一つとなります。

一方、普通の道路、既存の道路を通行する上で、その工事車両が道路を傷めてしまった、こういった場合には、原状復帰ということで補修を行う、こういうふうに聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

昨日、要求させていただいた資料を拝見しても、道路は非常に狭いのです。道道のほうから入ってくることになると思いますし、また実際にトンネルのほうから入ってくるルートもあると聞いております。土砂運搬ルートという形で示された中では、その部分も示されているわけでありまして。私も昨年に昆布トンネルのところの現場も視察してまいりましたが、そこでは待避場所が整備されております。このような整備というのは、行われる見込みなのかどうかをお伺いさせていただきます。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

私どもで鉄道・運輸機構とお話ししている限りでは、道路の状況にもよりますが、そういった車の待避場所等も含めて、道路の整備というのを検討していく、そういうふうに聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

先ほど、道路整備についての考え方ということを示されたのですが、そもそも工事を行うということであれば、こうした道路整備というのは鉄道・運輸機構が行うというのが本来の姿ではないかなと思うのですが、そうした考えでよろしいのかどうか、確認いたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

先ほど申しあげました工事車両が通行できない場合、それから道路を傷めてしまって復旧させる場合、こちらにつきましても、委員のおっしゃるとおり鉄道・運輸機構の負担というふうに聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、準備工についても進められるというふうにご代表質問の中でも答弁がございました。私たち日本共産党は、地域の十分な理解がなければ工事は進めるべきではないと、安全性が確保されなければ進めるべきではないということを常々申し上げてまいりました。しかしながら、仮に協議が調った、そして課題も全てクリアされたということであれば、いつごろからその準備工が進められるとお考えなのかを伺います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

代表質問でも市長からの答弁がございましたけれども、塩谷ということで例をお話しさせていただきますと、答弁の中ではことしの雪解け以降ということで、仮設ヤードの整備等を含めて準備工に入ると聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

もうすぐなのですね。それで、同様にお伺いしますけれども、最初のトンネル発生土の搬入については、いつごろになるというふうにお考えか伺います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今申しあげましたとおり、雪解け以降にヤードを整備いたしまして、あくまで順調にいった場合のタイミングになりますけれども、塩谷でいきますと、まず斜坑を掘りますので、その斜坑の掘削が始まるタイミング、おおむね夏から秋ということで聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

塩谷で行われました説明会に私も参加させていただきました。そこで出された資料の中では、後志トンネル、朝里トンネル、札樽トンネルからの発生土を予定と記されているわけでありまして。塩谷だけではなくて、他のトンネルの発生土の受け入れ候補地として使われるという可能性もあるということで押さえてよろしいのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

おっしゃるとおり、塩谷地区の説明会では、鉄道・運輸機構から、塩谷の処分候補地について、ほかの工区から持っていくケースというのはあり得るとということで、説明はなされてございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、そうした他のトンネル、札樽トンネルとか、もしくは朝里トンネルの可能性もあるかもしれませんが、そうしたトンネルの工区からの発生土が入ってくるということになれば、恐らく市道を使って搬入することになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、お話になっております塩谷の部分ということでお答えさせていただきますけれども、道道から北照高校のグラウンドのところを入りまして、そこから先は市道になりますので、そのルートを使って塩谷トンネルの工区に工事車両が運行するという形になるかと思っております。

○酒井（隆裕）委員

ここで問題となるのが、雪堆積場予定地とも重なるのですね。先ほど、夏から秋に最初のトンネル発生土の搬

入が始まるということになります。仮に秋からという形になると、本格的に搬入が始まってくるのは冬にかけてということも十分想定されることなのです。

市民が利用する雪堆積場、ここに影響は生じないのでしょうか。伺います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、雪堆積場というお話がございましたけれども、その場所にかかわらず、鉄道・運輸機構では工事車両の運行を進めるに当たりまして、例えば減速走行ですとか、それから、もちろん法令を遵守した形で工事車両を運行するというお話を聞いておりますし、そういった工事車両の安全運転の徹底、こういったものをさせるということで聞いてございますので、事故のないような形で進められるようにということで確認してございます。

○酒井（隆裕）委員

今回は総務常任委員会所管事項ということもありますから、そんなに外れたことは質問いたしませんけれども、どちらかやはり影響はあるのですよね。新幹線のほうがしっかり守られているとしても、一般のドライバーの方が入ってくるとなったら、やはり危険ですよね。逆のパターンもやはりあると思うのですよ。私はやはり大いに影響があると思います。

次に、雪堆積場からの雪解け水、塩谷へ流入することは影響があるのではないかということが、他議員から質問があったと思うのですが、私もやはりそういった影響についても心配するところです。

ただ、今回お聞きしたいのが、この新幹線トンネル発生土、雪解け水の環境汚染と比較にならないぐらいやはり影響があるのではないかなと思うのですが、その点についてもしっかり行われるというふうな捉えなのか、お伺いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今回の新幹線工事に係る土の部分で、これまでも御質問をいただいておりますけれども、そこでも述べさせていただいておりますが、鉄道・運輸機構では、当然川への影響が出ないようにということで、濁水対策等を含めて、しっかりと対応する、こういう形で確認を行ってございます。

○酒井（隆裕）委員

市長は、代表質問の中でも、鉄道・運輸機構がしっかりやってくれるのだから大丈夫だというふうな答弁しかしておりません。私は大いに問題があると思います。やはり小樽市として、安全対策をしっかりとられるのかどうか、環境汚染は絶対起きないようにするべきではないか、情報提供もしっかり求めるべきではないか、こういうこともずっと求めてまいりました。しかし、市長の答弁では、鉄道・運輸機構はしっかりやってくれるから問題ないというような答弁に終始しています。もう期間は目前に迫っています。小樽市としても直ちに取れるべき対策をとっていただきたいというふうに指摘をさせていただきます。

◎コミュニティ・スクールについて

次に、コミュニティ・スクールについてお伺いいたします。

今回行われる事業の概要について、まず御説明ください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

コミュニティ・スクールの制度の概要ということですが、コミュニティ・スクールといいますのは、学校運営協議会を設置している学校を指しまして、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みとなっております。

○酒井（隆裕）委員

委員の構成と、学校・地域それぞれ、どれだけのメリットがあるのかどうか、これについてお示してください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

まず、学校運営協議会の委員の構成ですが、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、

具体的に言いますとボランティア活動をされている方、その学校の校長、教職員、学識経験者、それから関係行政機関の職員、そのほか教育委員会が適当と認める者で構成されております。

それから、コミュニティ・スクールの導入のメリットというお尋ねだったと思うのですが、まず一つ目としまして、コミュニティ・スクールは、学校、家庭、地域、それぞれが学校をどういうふうにつくっていくか、それを協議していくことで、それぞれが適切な役割分担を行って、それぞれが責任を持って当たるということが出来ます。また、学校と子育てのビジョンや課題を共有した後、活動の方向性を決めても、長期にわたって活動が継続しなければ意味がないと、このコミュニティ・スクールを制度化することによりまして、校長、それからそれぞれの委員の構成が変わりまして、話し合いの場となる協議会があるということは、非常に重要であると考えています。

○酒井（隆裕）委員

懸念される部分だけ質問するのですが、学校運営に関する意見、それから、それだけではなくて教職員の任用に關しても意見を述べる事ができるというのが全国的な例でも出されております。ということは、今回のコミュニティ・スクールによって、教職員人事に対しても、発言権を有するという理解でよろしいのかどうか、こうした件についてお伺いしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

学校運営協議会の機能の一つに教職員の任用という部分がございます。その懸念につきましてですけれども、これは教職員の個別の案件について協議するわけではなく、協議会の中で承認された学校への基本方針、これに基づく教職員の任用について意見を述べられるものということでもあります。例えば英語教育に力を入れることを学校運営の基本方針に掲げた場合は、英語の免許を持った教員を配置してほしい、このような意見が考えられると。あくまでも任命権者の任命権行使そのものを拘束するものではなく、また、校長の意見を具申する権利そのものに変更が生じるものではないというふう考えております。

○酒井（隆裕）委員

学校は自立した教育のための組織体として、やはり地域と適度な距離を持つのが私はよいのではないかなと思っています。ここで心配するのは、地域からの参加という言葉を出されていますけれども、それをもって地域住民の意見を代表するという事になってはいけないと思うのですが、それ以外の意見ということも、地域の意見というものもやはり担保されなければいけないと思うのですけれども、そういった経緯についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

確かに先ほどの学校運営協議会の中での構成委員では、地域の代表の方ということで、例えば町会が複数にまたがるような学校、校区になる場合ですと、全ての地域住民の声が届かないというような懸念もお持ちということで、逆に今まで学校に対する地域からの声というのが、そういう制度という中で反映することがなかったものが、制度化されることにより声が届きやすくなる、それから、課題としては、ほかの地域の代表の方の声をどういうふう吸い上げていくか、拾い上げていくかというところは、工夫しながらいかなければならないというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

今回、このコミュニティ・スクールに関して言えば、教員ですとか、または地域に対して、これ以上に負担がふえてくるのではないかという声もあります。また、そもそも保護者の方からは、どのようなものが行われるのか全然わからないと、ただ進められると言われても、わからないという不安の声もあります。それから、今あるPTA会との関係は一体どうなるのだということもあります。私は、急いでこれを全市的に広める必要はないのではないかなと思います。あくまでも今回の導入の中で、しっかりと検証した上で、どうやってやっていくべきなのかということも含めて、考えていくべきではないかなと、そういう点では慎重であるべきだなと思いますけれども、最後に教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長

コミュニティ・スクールの進め方についてだと思いますけれども、コミュニティ・スクールを入れるからといって、今までのやり方を大幅に変えていく、そういう進め方というか考え方はしておりません。今まで地域の方々に御協力いただいたことを粛々と御協力いただきながら進めていく、そういう中で進めていきたいというふうに思っています。

ですから、地域の方々と連携ができるという、そこまで進めることができる学校について、環境が整った順番から進めていきたいと考えておりますので、教職員の負担も当然ございますけれども、そういう部分を無理せず淡々と進めていくことで、着実に地域の方々の御協力をいただけるような、そういうような進め方をしていきたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

民進党に移します。

○林下委員

◎議案第 1 号平成 30 年度小樽市一般会計予算について

財政についてお伺いしたいと思います。

これまでも多くの委員から質問がなされておりますけれども、新年度の予算は 20 億 1,000 万円にも上る財源不足が生じる中で、財政調整基金を 17 億 9,000 万円取り崩して予算編成を行っております。そもそもこの財政問題は、小泉内閣時代の三位一体改革によって、地方財政は厳しさを増し、小樽市はマイナス予算を組まなければならないほど財政が逼迫をいたしておりました。

私が 11 年前に市議会議員選挙に初めて臨むときに、市民の皆様からは、絶対に第二の夕張にするなど厳しい指摘を受け、その思いは今も鮮明に思い出されているところでございます。そのため、当時は、当初から報酬のカットや給与のカット、あるいは市民サービスを含めたあらゆる歳出削減を余儀なくされました。

その後、政権交代で民主党政権となり、知事会や市長会などから地方主権等、財政の確立が党派を超えた要望として強く打ち出され、民主党政権は要望に応える形で、地方が自由に使える交付税を措置する制度などによって、全国的に地方財政は改善され、小樽市も財政の危機を脱する足がかりになったと思います。このことを教訓に基金の積み立てが始まることになったと思います。このことを踏まえれば、財源不足の対応というのは、やはり市長みずから、その範を示すべき新年度の予算になるべきものではなかったかと私は考えるところであります。

市長は、2 月 14 日の記者会見で、財政状況は大変厳しい、身動きがとれないと表現し、予算編成に当たっては、必要性、有効性を検証し、事業を厳選しているというふうに言っております。しかし、その結果が、例えば 25 万円といえども、市交際費をアップする、こういったことになっているわけでありまして。このことについて、市長はどうお考えでしょうか。

○(財政) 財政課長

平成 30 年度の予算編成につきましては、非常に厳しい財政状況から、各原部におかれましては、必要性、有効性を十分に吟味していただいた上で、予算要求をいただき、今回の予算案という形になっております。

事業費につきましては、各年度におきまして増減するということは当然でございますが、市交際費につきましては、私たちがいただいた資料の中で、過去 4 年間の推移や、あとは道内主要都市の状況などから、今回につ

きましては前年度予算よりも増額した予算という形になっております。

ただ、いずれにいたしましても、予算措置後は、全ての事業につきまして、その執行に当たっては、予算を漫然と執行することなく、実効性及び効率性を高める工夫や改善に向けて、常に取り組みでいきたいというふうには考えております。

○林下委員

他の市も参考にいろいろ考えたということですが、これは、今までもお答えになっているのですが、やはり主要 10 市中で最も厳しい財政と言われる中で、やはり 25 万円の増額が本当に必要だったのか、私は財政状況から判断すれば、許されない判断であると考えてのが当然だというふうに思います。

そしてまた、例えば市長の公約で、人口減少に対応していくためには、子育て支援の充実が大事だと言いながら、ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業に 20 万円の予算をつけておりますけれども、単純にこのことを考えても、25 万円あれば、このひとり親家庭等ヘルパー派遣事業が倍以上の成果を上げられるのではないかとというふうに捉えるのが、私は普通の市民の感覚ではないかと思うのですが、その点についていかがですか。

○(財政) 財政課長

今回の新規事業であります、ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業につきましては、予算計上額につきましては、原課からいただいている相談件数をもとに積算したということで、今回の予算額という形になっております。ですので、執行状況によって、利用者数が想定よりもふえた場合は、当然のごとく何らかの予算措置というのは今後必要になってくる形になるというふうに考えております。

○林下委員

私は、結論を言えば、やはり本当に苦勞してここまで財政調整基金を積み立ててきた経緯から言えば、本当に予算執行、例えば基金の取り崩しについては、もっともっと慎重であるべきではないかと思えます。

市長もいろいろの間、答弁してまいりましたけれども、市長もたしか最初の市長選挙に臨むときは、やはり第二の夕張にしないということを声高に訴えていたと思うのですが、もし次の選挙に立候補するという決意があるとすれば、こうやって財政調整基金を取り崩して、次の予算は暫定予算になるのでしょうかけれども、本当にこの状態で次の選挙に臨めるのかと、本当に夕張にしないという、市民に訴えるだけの根拠を持てるのかというところが、非常に私は不思議に思っています。市長の考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○市長

皆様も御存じのように、小樽市におきましては、当初より収支均衡をなかなか図ることができず、何かしらの財源対策を講じなければ行えないという状況が長きにわたって続いている状況でございます。

私といたしましても、この間、財政部を初め、この財政状況においてどう改善を図っていくのか、特に先日も答弁させていただいておりますけれども、私自身が市長についた直後にも、財政状況をお聞きし、私が外から見ていた以上に非常に硬直化している、そのように感じていたところでもありますので、やはりそれを中期財政収支見通し等を鑑みながら、改善策を図っていかねばならないと、私も含めてずっと市役所として取り組んできているところでございます。

しかしながら、やはり人口減における影響、地方交付税の実質的な減、また、さまざまな要因もあって、中期財政収支見通し、もともと見ていた以上に非常に厳しい状況が今特に突きつけられている中で、この間もまちの取り組みを高めていくためのさまざまな政策、特に私は市民の皆様を大切にする政策を第一にというお話をさせていただいておりますけれども、それに基づいて、例えば子育て世代における支援であったり、または学校の教育力の向上、また、除排雪の話もいろいろと議論はありますけれども、それも一歩ずつ改善できるように、担当職員と行いながら、住みよいまちにできるように取り組んでいたり、駅のバリアフリー化など、さまざまな取り組み、また、さらに経済対策においても、日本遺産の認定に伴う取り組みであったり、つまり

はこの地域において、活力を高めて、やはり収益が上がる、潤いのあるまちにしていくことも非常に重要あるというふうには思っているところでございます。

直近においては、この 1 年間、特に非常に厳しい状況ではありますけれども、この中で、またまちに対しての政策を全部そぎ落として取り組むと、また負のスパイラルに陥りかねない、そういう懸念もあることですから、そのことにおいてのバランスもきちんとしっかり見定めながら、打つべき手はしっかり打ちながらも、市役所内における私に対しての御指摘もありますが、効率化を図りながら、長期にわたってその収支バランスの合う取り組みに対して取り組んでいかなければならない、私自身はそういう思いを決意というか、決意をというお話がありましたけれども、そういう思いを持って、これからもこの政治活動に携わっていきたい、このように考えているところでございます。

○林下委員

どうも私が聞いている趣旨とは違うようなお答えですけれども、これはまた次の機会にしたいと思います。

◎水難救助体制整備事業費について

次に、海岸で水難事故が発生した際の救助用ボートの予算化の問題ですが、先ほども他の委員から御質問がありましたから、できるだけ簡潔にやりたいと思いますが、まず、この予算は、当初から消防本部の予算として要求していたものか、ないとすれば、どこから出たものなのか、その点についてお聞きいたします。

○（消防）総務課長

この水難救助体制整備事業費の予算要求の過程についてでございますが、まず、昨年発生いたしました 3 名の死亡事故を受けまして、市長から、本市で同様の事故が繰り返されないように、市として何かできないか検討してもらいたいという話が消防本部にありました。

また、消防本部におきましては、救助活動に従事した消防本部の水難隊員に、その活動が残念ながら結果として救助活動ではなく、捜索活動になってしまったというジレンマがありまして、救うことができる命があるのであれば、そのために何ができるかという強い思いから、消防本部として事業の実施を決定したものであり、予算要求をしたものでございます。

○林下委員

それでは、今のお答えですと、市長からそういう提起があったということで、今回、予算要求したということによろしいですか。

○（消防）総務課長

ええ、市長からそういう指示は受けましたが、あくまでも消防本部といたしまして、消防本部で検討して、予算要求したということでございます。

○林下委員

少しわかりにくいお答えだったのですけれども、私も今までの記憶をいろいろたどってみますと、少なくとも消防本部から、こうした要求とか議論というのは、今まで一度もなかったと思いますし、議会としてもこういった議論は一度もなかったと思うのですが、そうしますと、いつからこの議論が消防本部の中で提起を受けて、いつから検討が始まったというふうになっているのですか。

○（消防）総務課長

このたびの事業の検討でございますが、昨年 8 月のこの事故を受けまして、その後、市長から指示を受けまして、秋から予算要求に向けて消防本部内で検討したものでございます。

○林下委員

それでは、先ほど小樽市と海上保安部がパトロールする時期や期間などというのはお答えいただいておりますので、そういったことを踏まえても、本来、この事業は、やはり海上保安部がやるべきことであって、小樽市がわざ

わざと厳しい財政の中で事業として取り入れるべきものではないのではないか、人命救助という意味は非常に重いというのは私たちも同感ですけれども、どうもこれこそ二重行政の最たるものではないかというふうに私は考えるのですが、その点についてはどうお考えですか。

○（消防）総務課長

この地域における水難事故は、海水浴場以外の海岸で多く発生しているものでありまして、確かに海上保安部等パトロール等を行っているのですが、どうしても空白の時間帯、または地区があると考えております。そういった水難救助活動におきまして、重大、重要な事故発生直後の空白の時間を埋めようとするものであり、消防本部としてできる限りの取り組みをしたいと考えておりますので、人命を守るために必要な手段であり、決して二重行政ではないと考えてございます。

○林下委員

私が入手した海上保安部の広報資料によりますと、事故も減っているということで、広報資料にはなっています。そういう意味からすると、どうもやはり消防本部の説明というのは、少し違っているかなと私は思います。それで、私、一番皆さんにお願いしたいのは、やはりこういうところに消防本部がお金をかけるよりも、今、本当に除排雪で消防車が入れるのかと町会から問い合わせがあったり、救急車が現場へ到着しても、本当にその要請された先までかなりの距離を歩かなければならない、そういうケースがかなりあると思います。そういったところに、もっとやはり予算を振り向けて、同じ人命救助であれば、そういったことに重点を置くべきではないかというふうに私は考えるのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

○消防長

今、いろいろと御質問がございましたので、冒頭の質問の中身も含めて、もう一度私から説明をさせていただきたいと思っております。

今、委員からも、事故の発生状況について減っているというようなお話がございましたけれども、私たちの小樽海上保安部からの情報でございますが、全国に海上保安部というのは 71 ございます。そのうち、遊泳中での水難事故の数、これは小樽は上から 4 番目、それから、遊泳中の水難死亡事故、死亡者の数、これは上から 2 番目、そして、一番顕著なのが、遊泳中の事故者に対する死亡率、これは 71%になっておりまして、2 位の 31%の倍以上と、これが現実の小樽海上保安部、石狩から余市までのエリアの中の事故発生状況で、非常に小樽は海難事故、死者が多いという状況になっております。

それで、この予算の始まりということでございますけれども、確かに市長からは、あの事故を受けまして、小樽で同様の事故を繰り返したくないと、小樽で何とかできることはないのだろうかというお話はございました。それと同時に、先ほども課長からお話ししましたが、我々も消防活動をしていく中で、捜索活動にどうしてもなってしまうという現状を打破して、救助活動に取り組みたいと、本当の意味です。そういった強い現場の思いもあって、今回の事業の実施に踏み込んだということになっております。

決して市長から指示があったから事を起こしたということではなくて、私たちの現場の思いとして、人を助けたいという、何ができるのだろうかという思いで、事業を今回、企画立案させていただいたということになっております。

それから、今、後段で御質問のありました消防隊、救急隊、こちらを優先すべきではないかということでございますけれども、当然、予算の中には消防隊や救急隊に対する車両の更新ですとか、資機材の増強、これについては、当然、全体のバランスを見ながら予算要求もさせていただいております。それと同時に、やはり水難救助体制についても、バランスを持って取り入れていかなければならないと思っておりますので、決してその消防隊や救急隊が手落ちになっていて、こちらの水難の予算にかけたということではなくて、今うちに何ができるのだろうか、そこで助けられる命があるとすれば、私たちに何ができるのだろうかということで取り組んだ

ところでは。

それから、海上保安部も確かに石狩から余市までの管轄をパトロールしていただいていますけれども、どうしても海水浴場以外の部分についても、全てを満遍なくパトロールすることはできない。そして、警察については、陸上のパトロールに力を入れている。では、そういった中で、その空白となる部分、事故が起きてから重要な 20 分の時間を誰がやるのだろうと。消防本部ができるのであれば、そこに私たちは力を入れたいということで、今回の事業を企画立案したということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなと思っております。

○佐々木委員

◎水難救助体制整備事業費について

今の質問の続き、私からも一つだけ聞かせていただきます。

非常に消防本部の皆さんの熱い思いを今ここで聞かせていただいて、本当にそういうことを、市民の皆さんの安全を確保するために頑張っておられる、これからも頑張っていかれるという思いはお聞きしました。

これで、市長が、市民の安全、命は、お金には変えられないのだとおっしゃっているのなら今の御発言で、私もそのとおりだと認めます。ただ、市長は、この前、秋元委員の除雪のところの答弁で、限られた予算の中で市民の安全を図るのだというふうに答弁されております。であれば、そういうことでないではないですか。そのところ、もし市長からでも消防本部からでも、そこら辺のところの矛盾について、お話があればしてください。

○委員長

簡潔に御答弁願います。

○市長

除排雪のことにおいて、そのような答弁を私からさせていただきました。昨日もお話しさせていただきましたけれども、取り組む内容も含めて、皆様に御提案をさせていただき、その予算を可決いただいた中身を、それに伴って適切な執行を行うべく、そのようなお話もさせていただいておりますし、このたび組んだ予算は決して小さい予算ではありませんので、今、限りある財源の中で、除排雪の状況に対しまして、その予算の中でしっかりと執行していく、その考え方のもとでお話をさせていただいているところでございます。

このたびの水難救助のことにおきましては、内容においては今、消防長を含めて、消防本部からお話がありましたので、私からは語る述べるつもりはありませんけれども、しかしながら、現在、救助という枠組みにおきまして、先ほど消防長からもお話がありました、現場において結果的に捜索活動に基づいて助けるということに結びつかなかったという、やはり職員、消防士のジレンマ、やはりその助けられる命があるのであれば、それに対しましてアプローチをしていきたい。その中で、その限られた財源の中ではありますけれども、それに伴う救助予算としてつけるということが、今お話のあった除排雪のことと必ずしも矛盾するという観点ではないのではないかと。必要な予算として、この限られた財源の中ではありますけれども、担当の消防本部から上げられた必要な予算であったというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

消防本部の皆さんが熱くて市民の安全を考えていて、ここで、除雪対策本部の皆さんが考えていない、そんなふうには私は思いません。市民の皆さんの命は同じ重さのはずですから、同じようにこれは扱って当然なのではないかなと私は思いますので、それだけ言って終わります。

◎防災行政無線（同報系）整備事業について

では、防災関係経費のうち、防災行政無線（同報系）整備事業について、お伺いします。

このために 900 万円の予算がついていますが、内容は、2018 年度の実設計を行うということで、海岸線の長い本市において、津波防災の必須ツールがようやく整備されようとしているということで、非常に安心しているところです。

そこで、このために、事前調査として昨年たしか、私も町会には 9 月ごろ、防災行政無線に係る音響伝達試験放送というのが、車が来て行われていました。この実施目的と実施概要について、少し御説明をお願いします。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

平成 29 年度におきます基本設計におきます音達試験の実施目的についてでございますけれども、設置を想定しております地域や場所で、拡声器を実際に吹鳴させまして、距離的にどの範囲まで聞こえるのか、要はスピーカーのカタログ上の音達範囲が、その場所ではどの程度になるのかというのを確認しまして、拡声子局の配置計画を検討するための資料を作成するというを目的として行っておりまして、それから、実施した調査の概要でございますけれども、設置を想定しております場所において、高所作業車を使いまして、12メートルの高さにスピーカーを実際に配置いたしまして、実際に吹鳴させてみるということをやりました、それで、音声と警報音、それらを鳴らしまして、騒音計によって数値を測定するというのと同時に、人の耳でも聞き取りやすさのよしあしを 5 段階評価するというようなことをしております。それで、その場所と申しますか、あれなのですけれども、それぞれの方向につきまして、200 メートルから 100 メートル置きぐらいに、場所によって違いますが、400 メートルか 500 メートルまでの距離について計測していくというところでございます、通常のスピーカーにつきましては、24 カ所ほど市内でやらせていただきまして、中長距離用のスピーカーでは 2 カ所実施しております。この中長距離用のスピーカーは、先ほど四、五百メートルと言ったところが 1 キロメートルと申しますか、1,000 メートルぐらいまではかかってきたということが実施した調査の概要でございます。

○佐々木委員

その調査をした結果、どんなことがわかったのか、そして、それが実施設計にどのように反映されていくのかを御説明いただきます。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

まずは実施結果からわかったことにつきましてですが、いわば想定というか予想どおり、建物ですとか山坂にさえぎられると聞こえづらいというのがそれぞれの場所で確認できた部分でございます。また、暗騒音と申しまして、通常の状態、周囲の騒音が、ざわめきが大きい場所というのは、やはり聞こえづらいというようなのが、個別の部分と申しますか、細かい部分でわかりましたけれども、これらのことから、伝達の範囲と申しますか、伝える範囲と申しますか、それぞれの地区、それぞれの地区というのは、津波災害避難対象地域のそれぞれの地区ですが、それぞれの地区の特徴を把握することができたということ、それとまた、中長距離のスピーカーと通常のスピーカーの性能の差の比較ができたということは、わかったことでございます。

次に、実施計画にどのように反映していくのかということでございますけれども、この調査結果に基づきまして、スピーカーと申しますか、拡声子局の数や位置を決める配置計画を立てることが基本設計の中でできてきたということございまして、実施設計につきましては、その配置計画等に基づきまして、スピーカーを柱にくっつけるのですけれども、詳細な建柱位置の場所の決定ですとか、展開するスピーカー、いろいろありますが、スピーカーの種類や数を考慮しまして、その支柱の強度計算を行ってみたり、それぞれの電源設備の検討とか……

○委員長

簡潔に願います。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

申しわけございません。

引き込み柱を選定したり、増幅機器の種類や数を検討するということになります。

○佐々木委員

済みません、大きく聞いているものですから、話の中身がふえてしまって申しわけありません。

それで、配置計画については後ほど聞くとして、まず、使用する無線のシステムにもいろいろな種類があると前に聞いていたのですが、どのようなものを採用して、その無線の特徴はどのようなものなのか、お答えください。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

無線のシステムでございますけれども、今、消防庁で、防災無線と、それと同等なものというようなことで認めている無線システムは5種類ございまして、それにつきましては、今まで従前から使われている、今回でいくと市が自前で設置する60メガヘルツの防災無線というものと、あと、市以外の無線事業者が運用している無線を利用するというパターンで、900メガヘルツ帯のMCA無線、それと、280メガヘルツ帯の電気通信業務用ページャーと呼ばれるもの、それから、コミュニティFM波を使うもの、それから、VHF周波数帯を使うマルチメディアと呼ばれるもの、この5種類がございまして、そういったものの中から、比較検討をしていったというところでございます。

それで、特徴ですが、まず自前の無線につきましては、扱い勝手が非常に、自由に使えると……

(「選んだものだけで」と呼ぶ者あり)

それで、この五つの中から、それぞれ比較検討を行いまして、結果的には900メガヘルツ帯のMCA無線を選定しているところでございます。

その特徴についてでございますが、このMCA無線というのは、無線事業者がサービスを行っているのですけれども、既に小樽市はそのエリアになってございまして、イニシャルコストだとかランニングコスト、これも一応安価だったということ、あと、小樽市が自前で設置するわけではないですので、無線従事の資格者の保有が小樽市は必要ないということ。それと、送信アンテナというのがあるのですけれども、そこら辺の耐震性も含めて災害に強いような形になっているということで、一番なのが、うちに既にMCA無線の移動系を各避難所に設置しているのですが、それとの連携が非常にやりやすいというような特徴がございまして。

○佐々木委員

MCAというシステムを使うということがわかりました。

そこで、先ほどの配置計画とかというところの具体的な中身をお聞かせいただきたいのですが、まとめて聞きますのでお願いします。

例えば、親局、操作場所というのですか、それがどこに設置されて、そして、子局、屋外拡声子局というのですか、これはそれぞれのスピーカーの場所だと思いますけれども、そういうものの数、それから配置について、教えてください。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

親局につきましては、現在のところ我々の執務室である災害対策室、こちらに親局を設置して、そこに操作卓、要はしゃべられる部分ですとか、いろいろな機器を設置するというところで考えてございます。拡声子局、スピーカーがつく場所ですけれども、これにつきましては、対象区域が津波の避難地域ということでもありますので、ぱっと見ますと海岸線沿いに住家が張りついているところについて、海沿いといいますか、海岸線とは並行ではございませんが、大体1基ずつ置かれていくような感じで配置というか、ということになってございまして、また、銭函ですとか、市の港湾の地域、まちなかといいますか、それにつきましては、避難区域の奥

行きが長いものですから、1列1個というより、奥にもう1個と、2列といいますか、そんな感じですがけれども、そういった形で配置をしていくという考えでございます。

(「数は」と呼ぶ者あり)

失礼しました。それで、拡声子局については、いろいろ検討した中で、40局設置していくということで今のところ考えてございます。

○佐々木委員

40という数であれば、海岸線の長い小樽にも対応していくのかなと思いますが、ただ、昨年までの訓練や何かの際も、消防車や、それから広報車が回ってきたとき、家の中にいたときには聞こえなかったという話もありました。例えば設置したこの子局で流しても、やはり最近では家の中には聞こえないなどという話もきっと出てくるのではないかなと思うのですけれども、戸別の受信装置というの、例えば併用する方式もあるようなのですが、こういうものの配置については考えておられるでしょうか。

○(総務)災害対策室佐藤主幹

戸別の受信機につきましては、今の津波の避難区域を全部カバーするとなると、約5,000台の設置が必要になってくるのですけれども、それにつきましては、今計画には考えてございません。ただ、先ほど申したように、避難所等には移動系のMCAがございますので、そこら辺の受信は可能ということになるのですが、それぞれの各家庭に置く戸別受信機として設置するというような形のことは考えてございません。

それで、聞き取りにくいというお話がございましたが、委員の御指摘のとおり、やはり建物の中に入ってしまうと、聞き取りにくいということではあるというふうに我々も受けとめてございまして、ただ、さまざまな状況にある全ての住民の方に対して、屋外拡声子局だけをもって情報の伝達を考えているわけではなくて、屋外にいましてテレビやラジオからの情報を得られない方や、携帯電話をお持ちでない方などに伝達が可能になるようにということの、あくまでも多重化ということで、情報の伝達、避難情報の伝達の確実性を向上させるという狙いで、スピーカーということになってございますし、また、このシステムの中には、電話応答装置というのを組み込もうとしてございます。これは何かといいますと、電話番号にかければ、もう一回スピーカーでしゃべっていることが聞き取れるというような装置ですけれども、そういうものをつけるということで思っておりますので、例えば屋内は音声よりも警報音のほうが聞き取りやすいという部分がありますので、例えば屋内にいらっしゃって、外で何か聞こえるなと思ったときには、電話をかけていただければ、何をしゃべっているのかとわかるというような機能をつける予定でございまして、そういった中で何とか補完していきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

戸別受信装置は考えておられないということですが、この後どういうあれになるかわかりませんが、これについては、ぜひその後の検証や何かもきっとあると思いますから、今おっしゃったような部分でも、なかなか厳しいということになれば、検討もお願いしたいというふうに思いますが、いかがですか。

○(総務)災害対策室佐藤主幹

実際に、今回の基本設計の中でも、設置した場合どうなるのかという検討はしてございます。ただ、先ほど申したように、数が多い部分とかがございまして、スピーカーをつける、40基つけるのとはほぼ同じぐらいといいますか、費用がかかってしまうという部分の中で、少し難しいというようなことに今回はしたところでございますが、まずはこの屋外拡声子局を設置しまして、その次の段階として、その時点で財政状況にもよりますが、そういった政策判断になるのかという中で、次に進むものは進むのではないかなというようなことは考えております。

○佐々木委員

そうですね。限られた財源の中でやらなければなりませんから。

それで、この件ですけれども、前に私、この件でお聞きしたときには、建設費用が市独自の予算だったというようなお答えをいただいたような気がするのですが、現在、実際に実施する場合、助成等はあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

従前の発言を私も済みません、記憶不足のところがあるのですけれども、現在ですが、建設に当たってのいわゆる交付金事業ですとか補助事業、それは従前と同じとおり、ないのでございますが、この事業につきましては、起債事業の中で、緊急防災・減災事業債の対象でございまして、これの内容としましては、過疎対策債と同じように 100% 充当の 70% 交付措置というようなことで、実質 30% 負担ということで捉えているものですけれども、これが適用されるということでございますので、これを何とか活用して、建設に当たって進めていければというふうに思っております。

○佐々木委員

最初にこれを聞き忘れました。設計を含めて総事業費は幾らぐらいを予定しておりますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今の基本設計の段階では、おおむね 3 億円ぐらいになるかということで考えておりますので、30% では 9,000 万円というような負担になるのかなと思っております。

○佐々木委員

ぜひ進めていただきたいとお願いします。

◎新市民プール・総合体育館施設規模機能等検討経費について

二つ目の質問に移ります。

新市民プール・総合体育館施設規模機能等検討経費 32 万 4,000 円が上がっております。この中では、複合施設の基本方針を策定するという点で出ていたようではすけれども、この複合施設の基本方針を策定する手法は、どうしているかを考えておられますか。その中で、市民意見の反映というのはどういうふうにするおつもりなのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室尾作主幹

新年度に策定します基本方針の策定手法、市民意見の反映方法につきましては、新年度に入りまして、進め方の詳細を詰めていく予定であります。現時点で想定しておりますのは、まず庁内で基本方針のたたき台をつくりたいと考えております。その中で、施設規模、機能や周辺整備の検討につきましては、関係団体から御意見をいただきながら検討するほか、あわせて財源や管理運営などの整備手法の検討を行いまして、たたき台がまとまった段階で、そのたたき台に対して市民の方々から御意見をお聞きして、方針をつくる過程において、市民の方々の意見の反映の機会というのを確保しながら、最終的に基本方針を固めるような流れを想定しております。

○佐々木委員

このところは、前回の定例会の中で、この件について質問させていただいたのですけれども、まずは施設規模や機能を策定する際、そのために必要な予算規模というのは、当然、市の財政状況が反映された範囲内だと思いますがどうでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

施設規模や機能の検討につきましては、基本方針の策定過程で、庁内外のいろいろな御意見等を参考としながら、新しい施設に必要なものが積み上がってくると想定されますが、どこまでの規模や機能を取り込んでいけるかというところは、財源や整備手法についても同時に検討していきますので、その中で定まってくるものと考えます。したがって、委員のおっしゃるとおり、最終的には施設規模や機能につきましては、本市の財政状況を慎重に考慮、検討した上で、可能と見込まれる規模の範囲内となると考えます。

○佐々木委員

この基本方針の中に、複合施設完成後の維持管理経費や、その方法も含まれるのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

基本方針の内容につきましては、先ほど申しました新年度に詳細を詰めていく予定でおります。ただ、複合施設完成後の維持管理経費を含みます管理運営手法につきましても大きな課題の一つと考えておりますので、こちらにつきましても、方針策定過程の中で検討されるものと考えております。

○佐々木委員

建設の実現と本当に持続的運営が可能になるように、やはりしっかりとこれからも議論していただきたいのですが、そういうものの積み上げがあった上でできたものでなければ、建ったとしても本当に続けていくのは難しい、そのことは前回も言わせていただきました。やはり上滑りで中身のない進め方を先にどんと出してしまっというような、私は危惧を覚えています。今回の方針策定の際だとか、それからその後の議論、財政的裏づけやほかの要因を検討の結果、折り合わないとなった場合、建設の場所や時期について再検討もあり得るのかどうか伺いをします。

○（総務）企画政策室尾作主幹

さきの定例会で、現時点で考えられますよりよい選択肢としまして、施設形態と建設場所の方向性をお示しておりますことから、まずはこの方向性をベースとしまして、新年度に建設の具体化に向けた課題等を整理し、基本方針の策定を進めたいと考えております。しかしながら、基本方針の策定過程で、財政的な課題や他の要因によりまして、お示した方向性での具体化が困難となりましたり、また、課題の整理にさらに時間が必要となる事例が生じた場合には、再検討の必要が生じる可能性も否定できないと考えております。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 41 分

再開 午後 3 時 09 分

○委員長

再開に先立ち、委員長から一言申し上げます。

質問の内容によっては、やむを得ない場合もありますが、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○千葉委員

◎企業版ふるさと納税について

一般質問で、歳入確保の観点から、企業版ふるさと納税の取り組みについて伺わせていただきました。御答弁の中で、幾つか確認したい点等ありますので、質問させていただきます。

企業からの問い合わせ、この企業版ふるさと納税の税制が始まって、平成 28、29 年度とたっておりますので、問い合わせがなかったかということについては、昨年 11 月に 1 件あったという御答弁をいただきました。これは、問い合わせ内容について、その金額ですとか、こういう事業はないだろうとか、そういう話はなかったのか、も

う少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま、千葉委員からお尋ねがありました企業版ふるさと納税の 11 月にありました 1 件の申し出の関係についてですが、この法人から、創業の 50 周年の事業ということで、いろいろな自治体にお声がけをさせていただいていると聞いておまして、そのトータルの金額につきましては、3,000 万円ということでお聞きしております。ただ、小樽市に対して、ではその中の幾らかというところについては明示はなかったところでございます。

それと、事業の内容ですけれども、高齢者対策ですとか、そういった断面的なお話はあったところなのですが、具体的なこの事業、あの事業ということでの限定したお話はございませんでした。

○千葉委員

ほかの自治体も、この企業版ふるさと納税というのは大変期待もしている寄附でして、本当に今回 1 件問い合わせがあった中で、非常に率直にもったいないな、残念だなという思いでいっぱいであります。

本市では、その取り組みに関して、どのようにしているのかということでお伺いもさせていただきましたけれども、その中で、まずは企業にとって魅力を感じられる事業案の作成が必要と考えているということですが、この企業版ふるさと納税については、この御答弁から、進められてこなかったという認識でいいのかどうか、その辺についてもお答えください。

○（総務）企画政策室安部主幹

現状、進んでいなかったというところで、本会議でもお答えさせていただいていたと思うのですが、制度の中で、いろいろな寄附をされる法人がなければだめですとか、必要な K P I、そちらも設定が必要だというところで、なかなか制度の活用になるには至っていなかったところですが、事業案など必要だということで、いろいろ検討は内部ではしていたところではあるのですが、現状はそういうふうになっているところでございます。

○千葉委員

個人のふるさと納税というのは、その個人の方がしたい自治体にするというスタンスですけれども、この企業版ふるさと納税は、まず自治体がメニュー等、P R 等しながら組み立てていく、それに対して寄附をいただく企業版のふるさと納税ですので、そういう事業案というのは多々あってよかったのかなと、進められていてよかったのかなというふうに思います。御答弁の中から、市では、みらい創造プロジェクトチームの件に触れられていましたけれども、改めてこのチームができた目的ですとか、今までの経緯、また、チームから提案された事業案などありましたら、お示してください。

○（総務）企画政策室安部主幹

みらい創造プロジェクトチームについてのお尋ねですけれども、こちらのみらい創造プロジェクトチームは、本市の地域特性などを踏まえつつ、メンバーの行政経験や知識を生かしながら、小樽市の将来を見据え、地域の課題解決に向けた事業の企画立案、こういうことを行うことを目的に、平成 28 年度から小樽市企画政策会議の補助機関として設置しているところでございます。参加者につきましては、毎年度、庁内から応募を行っておりまして、45 歳以下の係長、一般職から構成されて、グループに分かれて検討を行っているものでございます。

どんな事業案が出てきたかということでございますけれども、この 2 年間で、チームとしては 9 チームから事業案が出てきているところですが、例示させていただきますと、子供たちがみずから遊びをつくり出す経験をすることを通じて考える力を身につけてもらうことを目的としたプレーパーク事業構想ですとか、子供たちの郷土愛を醸成する樽っ子育成事業、郷土史の視覚的理解やまちの歴史とストーリー性を促進することを目的とした小樽デジタルアーカイブ事業、こういったものがございます。

○千葉委員

中身については、また詳しく終わった後でもお聞きしたいと思いますが、今お聞きすると、本当に小樽に

対しての思いから、いろいろな事業がチームとして出ているのかなと思います。このチームにおいて、いろいろ御答弁で検討があるというふうにも伺っていたのですが、実際にこの事業案の中で、事業として実施につながったものがあるのかどうかについてと、また、企業版ふるさと納税の対象となるような事業はなかったのかについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

実施に至っては、提案いただいた中でそのままというところでは、実施に至っているところはございません。

企業版ふるさと納税につきましては、一部該当できるものもあるのかなとは思いますが、よく財源というところで考えるときもございまして、そうなりますと、ほかの国の補助金ですとか、そういった活用もというところで検討している部分が一部ございますので、そうなりますと、企業版のふるさと納税と国の補助金ですとか交付金ですとか、そういったものが当たっているところも、地方負担分には充てられないという制度になってございまして、そういったところは活用できないのかなというふうに思っております。

○千葉委員

今、活用できないのかなというお話もありましたけれども、本当に市の財政、さまざまな議論がありますが、本当に歳入確保に苦慮している状況があると思っております。この企業版ふるさと納税は、10万円からできる納税でありますので、本当に小さな事業であっても、市のために市の未来を描くような、先ほどお話がありましたけれども、そういう事業にどんどん当たっていく、そういう事業の組み立てをしていく積極的な姿勢は非常に必要だったかなと思っております。これは、対象の年度が、平成 31 年度までと決まっております、申請だとか認定などの時期などがあります。この時期について、説明していただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室安部主幹

確かに税額控除のもので、平成 31 年度までの時限ということではございます。それで、認定の時期でございますが、少しお待ちください。先のことはあれですけれども、現状示されているものにおきましては、29 年度のお話をさせていただきますと、4 月、9 月、1 月に申請受付ということになってございます。認定を受けられるのも大体そこから 2 カ月ぐらいかと思っておりますので、4 月になりますと 6 月、9 月ですと 11 月、12 月、1 月までですと 3 月末ぐらいになるのかなと思っております。

○千葉委員

本当にこれは年に 3 回、申請の受付があつて、認定へと進んでいくわけでありましてけれども、これは先ほど、みらい創造プロジェクトチームでも事業案を考えつつあるというか、そういうお話もありましたが、これは、実は平成 28 年の第 4 回定例会で本当は質問するはずだったのですけれども、定例会自体が流れてしまったので、私自身では幻の質問として、今回また違う形で内容として質問させていただいた経緯もあります。そういうことから、各部からもこういうことで使えないのだろうかとか、こういうものはどうなのだろうかという問い合わせ等はなかったのかについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

企業版ふるさと納税の活用についての各部からの問い合わせということですが、国から制度が申請受付を開始しますということでアナウンスがあったときに、庁内の周知は行っているところですが、現状、今まではなかったと記憶しております。

○千葉委員

本当に、感想であります。これだけ財政が厳しい中で、本当にこの企業版ふるさと納税は、企業が税制の優遇が非常に大きいということで、節税もできるということで、どこかないかというふうに見ている企業もたくさんあると伺っておりますし、小樽のネームバリューからすると、全国から観光等の関連では、きっと寄附も集まるのではないかなと思っております。極めて消極的だなということも訴えさせていただきましたが、本当にないのかな

というところが正直な気持ちであります。これは、今後、期間は限られていますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

各法人がこういったところで企業版のふるさと納税を考えていらっしゃるということと、小樽は知名度があつて、応募が集まるのではないかとこのところでございますが、なかなか本会議で答弁させていただいているとおり、小樽市単独で頑張ればどうかというものもございませんので、ですけれども、引き続きどのようなことがやっているのか、他市の事例などを参考にさせていただいて、こういったもので対応、検討できるのかというところは進めていければと考えております。

○千葉委員

今、小樽単独でというお話がありましたけれども、これは企業に足を運んで、どういう要望があるかと聞くこと自体も大変重要な納税の、このふるさと納税なのですよね。ではまずそういう動きもしっかりしていただかなければいけないなということも訴えさせていただきたいと思いますが、今、この企業版ふるさと納税について、取り組みをいろいろ伺いましたけれども、もっと積極的に動いていただきたいと思いますが、市長自身も、この件についてはどのような認識なのかと思っています。市のトップでありますから、多分さまざまな企業の方ともお話しする機会もあると思います。市に本社があつたりする企業は無理ですけれども、ぜひそういう方々とお会いしたときには、そういう提案もさせていただきたいですし、今、この市のそういう提案ができない状況についての認識も感じさせていただきたいと思いますが、御見解も伺いたしたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

企業に対するPRということで、積極的にということなのですが、確かに事業の内容として活用できる制度であるとは認識してございますので、ただ、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、地域再生計画、こちらの条件がございます。ございますが、あと、企業に対する提案等も、千葉委員から本会議でホームページの活用ということで御提案もいただいておりますので、まずこれを進めることによって、その後どういうふうにやっていけるかということで検討していきたいと考えております。

○千葉委員

市長から御答弁がないので、同じ思いなのかと受けとめさせていただいてよろしいですね。

（「うん」と呼ぶ者あり）

うんということなので、そう受けとめさせていただきます。

◎小樽海上技術学校の存続に向けて

それで、これに関連して、国立の海上技術学校の存続に向けても質問をさせていただきました。市長は、この存続に向けては非常に強い思い、決意をしているというふうに受けとめさせていただきましたので、質問も続けさせていただきたいのですが、現在、本市としても課題について、早急に協議を進めていくというお話です。

直近の協議内容についても、私から伺わせていただきましたけれども、この海技教育機構からお話があつた、具体的な方策が導き出せるまでの間、暫定的に耐震性の問題がない、耐震化された教室の確保、また、恒久的な同校の存続場所についても協議に上っているというふうに答弁がありました。これについて、少し説明をお願いしたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

一般質問で答弁いたしました、当面の暫定的な耐震化された教室の確保と恒久的な動向の存続場所についてということですが、海技教育機構からは、もちろん機構と市で協議をした結果、早急に恒久的な存続場所なり移転先というのが決まればよろしいのですが、それが決まるまでの間、可能であれば、暫定的にでも耐震化された教室を確保いただいて、そういうことができないかということをご投げかけられております。それにつきましては、暫

定的な場所と恒久的な場所というのは、別々の施設でも構わないということは言われておりまして、ただ、まだ詳細については、例えばどのような教室が必要ですか、機能が必要ですか、そういうところにつきましては示されておきませんので、今後の協議の中でまた進捗していくものと考えております。

○千葉委員

今のお話を伺うと、確かに教室ですか機能は示されていないというお話ですけれども、暫定的に使える場所ということになると、やはり学校の跡利用等になるかと思うのですが、そういう案としては、市として持っているのか、また、事業費などの試算とかは始めておられるのかについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

暫定的な利用ということで、市の施設として考えるとすれば、閉校した学校の中が対象になるかとは思いますが、まだ機構から詳しい機能や教室の大きさ、数ですか、そういうものは示されておきませんので、まだ試算等はしておりません。

○千葉委員

今まできつと 10 回以上協議なされたと思うのですけれども、一向にこの話が進んでいないのかなと思ってます。結局は、今暫定的な場所等とありましたが、相手方が何を要求されているのか、市がどこまでできるのかというのが見えてきていないというのが正直なところです。これは場所や改修費、あと運営費だとか、例えば場所が違うところになれば引越す費用等あると思いますけれども、具体的に相手方からお話が、要求のある部分というのは出ているのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

海技教育機構と協議を進めていく中で、当初から機構も、国から運営費の交付金というものが削減されてきておりまして、例えば改修費用ですか、改築費用、または運営していく上での費用というのをなかなか賄えない状況にあるというお話をいただいております。

市としましては、以前の議会でもお答えしておりますけれども、基本的に国の学校でありますので、現時点で市の一般財源を使って、大きな負担をする形にはならないということは、機構にもお話をしている状況です。その中で、どういうところで接点を見出せるかというのを協議させていただいているところでありまして、それは、引き続き協議をしていくということをお話をさせていただいております。

○千葉委員

最後になりますが、今、具体的な相手方の提案が出ていないということと、市で決めているのは一般財源の投入はしないという方向で協議を進めていくということ自体は決めておられるというふうに受けとめましたけれども、それはよろしいのですよね。

○（総務）企画政策室尾作主幹

繰り返しになりますが、市の一般財源を使って、大きな負担をするということは、今は考えていないということでございます。

○千葉委員

本会議でも述べさせていただきましたけれども、平成 31 年度の募集はするということは、今回 2 月に決まったということがありますが、それから先は全く不透明で、本当にいつ決断するのだということも質問させていただきましたけれども、これは期限的には、31 年度の募集があると決まったということは、本当にその学校に入りたいという生徒は、大体中学生がどこの高校に行こうかというのを決めるのは、中学校 2 年生の夏季休業ぐらいから、遅い子で中学校 3 年生の春とか夏とかというふうにも伺っていますので、これはおのずとことしの秋とか、その時点で、しっかりはつきり決断をしないと、なかなか協議も決まっていけないと。協議の内容が決まらないから、きちんとしっかりいつまでに決めるという後ろを決めておかないと、協議が進まないのではないかなと思います。これは、

市長にしっかりお答えいただきたいのですけれども、この決断の期限をしっかり決めて協議に臨むべきと思いますが、この見解を聞いて私の質問は終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

決断の時期につきましては、一般質問で市長、総務部長からも答弁させていただきましたとおり、やはり現時点でははっきりした期日は申し上げられない状況でございますが、今、委員からお話がありましたように、入学を希望する生徒たちの不安感が増すのではないかと、そういう危機感のイメージというのはふえてくる可能性があるものですから、決して好ましい状況ではないと強く認識しております。ですから、できる限り迅速に合意に至るように協議をしてみたいと考えております。

○千葉委員

だから、私はその本答弁を聞いていますから、いつという期限は言えないというのはわかります。ただ、市長には、しっかり決断の期限を決めて協議に臨むべきではないですかと今聞いたのです。ここの場合は、一般質問のことをまた深める場でもありますので、ぜひしっかり市長のお答えで見解を述べていただかないと、私は質問を終われません。

○市長

今、主幹からも答弁させていただいたように、はっきりとした期日を今お示することは難しいと思っております。しかしながら、重要なことは、やはり海技教育機構側、特に小樽の学校はもちろんですけれども、それを統括されている、いわゆる本部、そこときちんとそこを共有して、最終的にそれがいつまでに結論を出せるのかということ、やはり同じ認識を持っていかなければならないというふうに思っているところでございます。残念ながらそれがまだ出せない状況ではありますので、できるだけ早い時期に、その決断を出せるように、私としても非常に重要なことだと思っておりますので、皆様からいろいろと御支援をいただきながら、それを形にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○齊藤委員

本当にしっかり危機感を持って、期限を区切ってという覚悟を持って当たっていただきたいと思います。

◎スウェーデン芸術祭 I N 小樽について

スウェーデン芸術祭 I N 小樽 2018 実行委員会補助金 300 万円に関して伺います。

きのうも議論がありましたけれども、修好 150 年という、それはわかるのですが、なぜ小樽なのかというところが、非常にすっきり落ちないということではないかと思えます。決して芸術祭そのものが必要ないとかやるなとか、そういう意味では決してないのですけれども、なぜ今、特にこの小樽でそういう芸術祭を行うのかという意義づけをしっかりと市民に示して、それで実施していくということが必要だと思いますので、その意義づけについていかが伺いたいと思います。

○（教育）美術館主幹

スウェーデンと小樽の関係についてですけれども、ともに北の寒さの厳しいエリア、北方圏に位置するということところが共通しておりますが、スウェーデンにそれが限ってのことではありませんし、あらかじめ計画していたものではなく、小樽ふれあい観光大使の人的つながりによりまして、機会をこのたび得たものです。

当館が開館してからこれまで、国際的な芸術祭を開催したことがありません。このたび、スウェーデンと深いかわりのある小樽ふれあい観光大使の方から、美術の力で小樽を国際的にも芸術的にも魅力のある都市にしたいという発案を受けまして、実施を検討しました。過去に、スウェーデン芸術祭を開催した他の美術館を調査しまして、今回、お招きする作家の方々が、大変クオリティーが高いと判断いたしました。この事業を通じて、国際観光都市小樽の美術館として、国際展のノウハウをつける機会にしたいと考えております。

○齊藤委員

それでも、やはりこの小樽でという部分の訴求性というかインパクトが、非常に焦点がぼけるといいますか、と思います。そこで、ある意味提案ですけれども、私は個人的にですが、ガラス工芸にずっと関心を持ってきたものですので、スウェーデンというのは、オレフォスとかコスタボダとか有名なブランドに代表されますが、言わずと知れたガラス工芸の国であります。小樽は、まさにガラスのまちとまで言われるほどの若手のガラス工芸作家がたくさん集まってきている、集積しているガラス工芸が盛んな観光都市であるということで、その小樽で、スウェーデン芸術祭ということであれば、私はこのガラスを外すことはできないのではないのかと。今のところは、いただいた事業の企画などを見せていただきましたけれども、そういうガラス関係の事業は余り見当たらないようですが、何らかの形で、そのガラスというものとつながりのある要素を取り入れて実施するという事は考えられないのでしょうか。

○（教育）美術館主幹

ただいま、委員がおっしゃいましたように、スウェーデンガラスの歴史は大変長く、また、芸術性が高いことで知られております。残念ながら今回お招きする 6 人のアーティストの中に、ガラス造形作家はいませんが、スウェーデンに育ち、このたび小樽ふれあい観光大使として芸術祭を紹介くださる、女優の川上麻衣子氏が、現在、ガラスデザイナーとして活躍され、また、人気を博していらっしゃることもあり、そのガラス作品を今回、展覧会ナビゲーターとして、展覧会の導入部分で御紹介することにいたしました。川上氏は、年に何度もスウェーデンを訪れ、現地にスタジオもごございます。シンプルで洗練された作品は、スウェーデンガラスからの影響が大きいと言われております。芸術祭と時期を合わせて、「スウェーデンの魅力、小樽の魅力、そしてガラスの魅力」というトークイベントも行っていただく予定でありまして、旧手宮線の小樽がらす市との相乗効果も期待できると思っております。

○齊藤委員

できればそういった部分をより充実させるという、ガラスのまちという小樽でスウェーデン芸術祭があるのだということに意義づけといいますか、より力を入れるといいますか、お願いしたいと思います。

もう 1 点ですが、石狩管内当別町は、スウェーデンヒルズの開発ですとか、姉妹都市提携、その他、スウェーデンの国王陛下が来訪されたなど、スウェーデンとの交流については、長い歴史を持つまちが近くにあるわけです。そういう中で、今回、当別町とは特に余り関係がないみたいですが、せっかくですからこういう連携ということは検討されてもいいのではないかと考えますが。

○（教育）美術館副館長

当別町との連携につきましては、こちらから打診いたしましたところ、町としてもスウェーデン関連事業で多忙であり、予算的にも厳しいとのことで辞退された経緯がございます。その際に、スウェーデンヒルズ内にご置きますスウェーデン交流センターを御紹介いただきましたので、今後はそちらと連携し、芸術祭開催期間中に、文学館においても、スウェーデン児童文学絵本展を開催する予定でありますので、現在、連絡をとりながら、絵本や資料をお借りするなど、御協力いただく予定となっております。

○齊藤委員

できるだけそういった連携を密にして、近くにそういう実績のあるまちといいますか、あるわけですから、協力関係を深めていただきたいと思います。

質問を変えます。

◎水難救助体制整備事業費について

水難の関係ですけれども、消防費の水難救助体制整備事業費 435 万 1,000 円ですが、この費目と事業名を確認させていただきたいと思っております。まず、費目名ですが、資料を出していただいておりますけれども、2 月 21 日付で、事

業費の内訳をいただきました。そのメモでは、「水難救助整備事業費の内訳」と題名が記されていました。これは、正式の事業名から「体制」という言葉が抜けているのですね。水難救助体制整備事業なのですから、「水難救助整備事業」となってしまうのです。それから、もう一枚出していただきました。これは、水難救助体制整備事業と正式に事業名をうたっていますが、もう一枚これにはバージョンがありまして、私が目にしていたものは、後から非公式なものだということも説明は受けたのですけれども、この水難救助体制整備事業の前に、「銭函地区」という言葉が加わっています。要は「銭函地区水難救助体制整備事業」となっているのです。銘を打たれているのです。内容を見ますと、「銭函地区」とつけるのが当たり前かなというような中身の内容なのですが、事業名としては、この「銭函地区」は取れているわけですよ。「銭函地区」がついていた資料の日付が2月13日、我々がこの事業について会派で議案説明を受けた日なのです。その議案説明の中でも、これはどうなのだという疑問がいろいろ出たのですけれども、なかなか解消しないで、その後、何回か消防本部に来ていただいて説明をもらったり、いろいろやった経緯があるのですが、こういう違いが出たものがあるということについて、説明いただきたいと思っています。

○（消防）警防課長

2月13日付の銭函地区水難救助体制整備事業の資料につきましては、検討の時点で私個人が案として作成した消防本部内の説明用の文書であります。また、2月21日付の斉藤委員に提出した議員メモにつきましては、私どもの確認ミスによるものであり、特に事業名を訂正したものではありません。

○斉藤委員

特に意図はなかったという、何げない説明なのですが、これは本当に、この我々が疑問を持っている問題点のある意味象徴しているというふうに思います。消防本部の説明は、本事業の主な部分というのは、これまで不足していた装備の更新や補充、あるいは必要な免許の取得や研修だと、従前からある水難救助業務の延長上の事業であるという捉え方です。新たな部分というのは、この銭函地区に消防職員が3名配置されてパトロールするという部分だけということなのですが、そうしますと、この435万1,000円の予算というのは、別に新規事業ではないということになるのですけれども、消防本部の説明はそうなのです。ところが、財政部に聞きますと、ふるさと応援基金を充当するこの事業については、あくまでも新規事業の扱いだということで、全く説明が部によって整合性がないと。私どもとしては全く理解ができないという話ですので、説明を求めます。

○（財政）菊池主幹

今、継続事業か新規事業かという形の御質問でありますけれども、我々、議案説明の中で、また、企画政策室から出している資料、事業の一覧、それから、ふるさと応援基金の充当事業一覧という形の中での整理は新規事業、新規という形の捉えといたしましては、銭函地区に水難救助体制を敷くと、そういう部分での財政、それから政策的見地から、新規事業という形の捉えであるものです。

○（消防）次長

消防本部の説明といたしましては、もともと水難救助活動というのは、消防の活動として従前からやっているということがまず1点ございます。

それと、ゴムボートについては、既に相当前に買ったものがありまして、それがもう劣化で使えなくなっている状況にあるということがございます。それと、今回予算要求させていただいたのが、ウェットスーツということで、ドライスーツはありますけれども、夏の活動には向かないということで、ウェットスーツを購入したいと。そのほか、研修費用というのを今回出させていただいているわけですが、消防としましては、これまでの水難活動の要は拡充といいますか、そういう形で捉えていたということもございまして、ただ、今回の銭函の職員の配置につきましては、これは全くの新規ということで、これについては従前から説明をさせていただいたところがございますので、装備につきましては、これまでの更新を含む拡充というようなことで理解しているところでございます。

○齊藤委員

だから食い違っているというのですよ。要するに、435 万 1,000 円は装備の充実です。これについては、我々、別に異議を立てているわけではありません。その装備が必要な装備であれば、それは消防本部として水難業務のために拡充していただくことは当たり前です。ただ、この 2 月 13 日の資料には、銭函地区と入っているのですけれども、この内容を見せていただくと、いわゆる水難救助体制整備事業なのですが、まさに銭函地区なのです。当初の消えてしまった、その銭函地区という題名が入っていて当たり前の内容なのですね。本来は消すべきではなかったのです。それがなぜか消えてしまったのですが。

要は、内容的には銭函地区なのです。だけれども事業名としては、何かそれを消した形で水難救助体制整備事業という形になっている。だから、隊員の方が何名かずつ海岸あるいは海上、それから海底その他で訓練をしますと。定期あるいは不定期に訓練をしますというのであれば、それがたまたま銭函であっても別段問題はないのです。ただ、全国でも例のないような形で、この銭函地区に特化して、常備消防職員が 3 名も張りつく体制というのは、いかにも唐突です。私はすべきでないまでは言いません。すべきでないまでは言わないけれども、はるかその前に、もっともっとやるべきことがあるのではないですかということなのです。

消防職員として、人の命を救わなければならないという、まさに使命感ですよ。崇高な使命感については、私は敬意を表します。表しますけれども、そこまで突き進む前に、消防長が一生懸命力説されましたが、そこまで行く前に、もっと足元を固める、海上保安部あるいは北海道警察、札幌市、石狩市、北海道、国、そういったところと連携して、いろいろな活動、取り組みがあり得るのではないかと。また、近くの多くの町会や学校や交通機関、それから観光施設等に、幅広く協力を呼びかけて、いろいろな活動をしていくというような、そういうことがあってしかるべきなのです。一足飛びに 3 人張りつくという話にはならないのです。その次の段階として、どうしてもそういうことが必要だといえれば、また議論しなければならないでしょうけれども、一足飛びにそこに行くというのは、非常にこれは拙速、唐突であるというふうに考えますが、消防本部の見解を求めます。

○（消防）警防課長

関係機関で言いますと、小樽海上保安部では、先ほども話したように、新年度は期間を延長し、石狩湾港マリンパトロールステーションを実施する予定と聞いております。また、警察につきましては、陸上からのパトロール、これを行うということも聞いております。また、札幌市消防局及び石狩北部地区消防事務組合につきましては、銭函地区につきましては管轄区域外となっております。当該事業の実施に当たっては、情報提供等、必要により、協議をしまいたいと思っておりますが、人命救助の観点から、来年度から実施をしまいたいと思っております。

○齊藤委員

これは、消防として、全国を見ても類例がない取り組みなのですね。消防本部としてできることなのかと。できることならやっぴいのですけれども、できないことに手を出して、大変なことになると。やるということは責任があるのです。途中でできなかったと投げ出すことは、それこそできないのです。ですから、ここは慎重にやっぴいただきたい。

予算についてですから、この銭函に張りつくことが前提であれば、我々としては、装備そのものは、何ら装備の充実について、異論を差し挟みません。ただ、今、唐突に銭函です。では、蘭島で何かあったら、銭函から走っぴいかなければならないのです。逆に大変なことなのです。そういうことで、銭函に張りつく前提であれば、私どもは、これは予算についても少し待ってくれということをやわざるを得ないと思っぴいます。いかがでしょうか。

○（消防）警防課長

先ほども消防長から説明がありましたように、全国で一番高い水難事故死亡率 71% の危険な海域であり、しかも 5 年間で 12 名が死亡している銭函地区におきまして、繰り返しになりますが、私どもは人命救助を第一に考え、一つでも救うことのできる命があれば救命することが消防の使命と考えておっぴいます。事業に取り組みたいと思っぴいます。

ので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○齊藤委員

できることとできないことがありますから、そこはしっかり判断させていただきます。

◎市交際費について

最後に、市交際費について 1 点だけ申し上げます。

市交際費 100 万円が計上されていますが、少なくとも平成 22 年度以降、過去の市長は、この 75 万円という少ない交際費で、ある意味、爪に火をともして頑張ってきました。それなのに、この森井さんは、本市の財政は非常に厳しいなどと口では言いながら、他の部署には一律マイナス 2% カットを指示しておいて、自分のところは 33% アップですよ。こんなことが許されるのでしょうか。許されないと思います。市交際費としては、従来の範囲に抑制すべきです。市民の声を聞く云々は、別のお金をかけないやり方を自分で工夫していただきたいと思います。

最後に財政部に 1 点聞きますが、財務会計規則の改正、交際費や人件費などいろいろ流用が問題になって、禁止規定を検討するということになってはいますが、その後の進捗状況について報告をいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

財務会計規則におきます流用の禁止項目につきましては、私たちも、道内各市の状況を確認いたしまして、おおむね 3 割の市において、交際費について、流用の禁止項目として規定していたほかに、食糧費などについても追加している市もございました。私たち、本市につきましても、改正に当たりましては、交際費だけを流用の禁止項目にするのか、それともそれらの経費も盛り込むのかを再度検討を進めた上で、財務会計規則の改正を検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

それでは、自民党に移します。

○横田委員

質問に入ります前に、委員会の冒頭で、市長に、きのうの最後の発言について、御注意をお与えになりました。我が自民党もそのとおりだと思いますので、これから質問に入りますけれども、答弁以外のことをお答えにならないように御配慮を願いたいと思います。

◎市長の公務について

最初に、市長の公務についてお尋ね申し上げます。

私も、20 年ほど公務員をしまして、常日ごろ教えられていたのは、公務員の仕事、業務、それから事務、いわゆる公務というのは、全て法律、規則、その他の法令の根拠に基づかなければならないとされておりましたが、この見解は正しいでしょうか。

○（総務）職員課長

公権力の行使に当たる事務につきましては、間違いなく広い意味で条例や規則を含む法令に根拠があるというふうに思います。これがいわゆる法律による行政の原理であります。例えば市の仕事であれば、税務や国民健康保険、戸籍や住民登録とか、各種許認可などの多くの事務がこれに当たりまして、例えば警察官や検察官、裁判官などは、ほとんどの事務がこの公権力の行使に当たると思います。

ただ、市役所の仕事は、多岐にわたりますので、先ほどお示しました、いわゆる公権力の行使に当たる事務の

ほかに、例えばイベント系の仕事、これは、例えば何々法に根拠があるということではなく、いわゆる個別法には、根拠のない事務というのがあるかと思いますが、ただ広い意味で捉えますと、地方自治法第 2 条第 2 項には、普通地方公共団体は、地域における事務を処理するとありますから、それに従事する職員の仕事は、地方自治法に根拠があるという位置づけはできますので、そうしますと、委員のおっしゃっているように、公務員の仕事は全て法令に根拠があるというふうには言えると思います。

なお、一般職と特別職につきましては、地方公務員法の適用などがございますので、義務や制限の部分で違いがございます。

○横田委員

御説明ありがとうございます。

結局、公務については法的根拠は言えるということですね。

第 4 回定例会あたりで、市長は公務なのか政務なのかといういろいろな議論があったときに、辻立ちは市長公務の一環という認識を持っているということですが、この場合は公務であると言っているわけですから、その根拠はどこにあるのでしょうか。

○（総務）秘書課長

公務と政務の違いをはっきりと区別する、そういうことは難しいのですが、市民の声を市政に反映させるためにしているという点におきまして、一般市民の声を直接肌で感じられて、その場で意見を吸い上げる、これらを参考として行政のために生かしていく、そういったところを根拠としております。

○横田委員

行政のどこに根拠があると言ったのですか。わからなかったのですけれども。

○（総務）秘書課長

行政に反映していくという点で根拠があるという形で答弁させていただいております。

○横田委員

いやいや、それはわかりますけれども。こういう根拠があるから、行政の声を聞くために、こういう根拠でやっているということではないのかな。よくわかりませんが。

○（総務）秘書課長

行政を運営していくに当たりましては、いろいろな現場の声といいますか、市民のいろいろな意見を聞いていくという、それをもとに行政は運行していくのですが、そのための知見といいますか、判断をとる、そういう意味での広い意味では行政を運営していくために役立つ形になってございますので、それが市民等から意見を吸い上げるために必要な根拠として考えてございます。

（「いや、法的根拠じゃないしょ、それは」と呼ぶ者あり）

○横田委員

私は、法と一体に、公務員のそれは全て法律、規則その他に根拠があるということ、正しかったら正しいというお話でしたので、それが正しくなかったのなら正しくないと言っていただければいいし、正しいのであれば、行政の声を聞く根拠は何という法律、地方自治法なのか何かよくわからないですけれども、そういう根拠でやっているのですよという言い方をさせていただければいいと思いますが。

○（総務）秘書課長

先ほども職員課長から答弁がございましたが、一般職と特別職については、地方公務員法の適用の有無の違いがあると。それで、そういった意味で、特別職については義務や制限などはかかってこない部分があるということになってございますので、個別法に基づいて、この辻立ちは、何とかという個別法に基づくというような形はございません。ただ、広い意味で、そういう地域の業務のために役立つということで考えてございます。

○総務部長

先ほど、職員課長からお答えしておりますけれども、基本的に公権力の行使に当たる事務、そういったものにつきましては、これは先ほど職員課長からもお話ししましたが、法令に根拠がございますということでお話ししてございます。ただ、その際にお話ししておりますけれども、そうではなくて、いわゆる職員課長からはイベント系の仕事というふうにお話ししましたが、いわゆる公権力を使う、行使することではなくて、今のまさにお話になっている部分というのは、公権力の行使ということとは違うと思いますので、これにつきましては、個別法の適用はないということでお話ししておりますので、まさにここの部分かなというふうに考えてございます。

○横田委員

私は、公権力の行使の話をしているわけでは全くないのですよね。普通、公務員が一般的に事務をやっている、これも全て根拠があるだろうと思うのです。ないのですか。

○総務部長

大変繰り返しになって申しわけないのですが、先ほど職員課長がお話しした中でも、いわゆるイベント系のこういった事務に携わるということにつきましては、公権力とは違いますが、ただ、先ほど言いましたように、個別法の適用はないのですけれども、広い意味で言いますと地方自治法の中でということで、先ほど御説明したとおりでございますが、これは、地域のいろいろな事務を処理するという意味での地方自治法の適用はあるということで、そこが根拠になってございます。

○横田委員

地方自治法に根拠があるのでしょうか。だから、普通の一般事務なり、公務員の業務というのは。そうやって言うてくれればいいのですよ。特別職と一般職が違うというのもわかりますけれども、それでは特別職は何でもありかという話になりますよ。そうではないのですよね。どこか縛りがありますよね、当然ね。これ以上やってもしょうがないので、進みます。

市長が第4回定例会で言われた、辻立ちは市長公務の一環という認識を持っているというお話がありました。2月には、二度、市長とお仲間の方が辻立ちをしているのを、私は現認していませんけれども、確認しております。先週の日曜日もやられているようであります。これはよろしいですか、事実ですか。

○市長

ごめんなさい、今、手元で日付等はわかりませんので、そんな正確に日曜日かどうかということは今この場では言えませんが、でも辻立ち等は行っております。

○横田委員

日曜日の昼前ぐらいに現認している方がおられて、報告というかお知らせをいただいておりますので、間違いはないと思いますが、これもそうしたら、市長の認識では、繰り返し前の話になりますけれども、公務でやっているという御認識でよろしいのでしょうか。

○市長

今までと考え方は何も変わってはおりません。

○横田委員

ということは、公務という認識でやっているということですね。いろいろ法定関係を聞きましたけれども。

その際、名前ですね、氏名、もしくは氏名を類推されるものとありますが、氏名を書かれたのぼり旗をお持ちになってやられていると。一般の方も御一緒のようですが、一般の方はこの議会で議論する話ではないので、市長に特化してお聞きしますが、というか、選挙管理委員会にお聞きしますけれども、平常時の政治活動で、そういうのぼり旗を持ちながら政治活動をするというのは、どういう見解なのか、まずお示してください。

○選挙管理委員会事務局次長

ただいまお話がございました件につきまして、見解ということでございますが、恐らく法的に大丈夫なのかどうかということをお聞きになっているのかと思うのですけれども、それが違法なのかどうかということの判断につきましては、その時期だったり場所、方法など、さまざまな状況を勘案して、総合的に判断するものでございますので、ここでその行為が違法なのかどうかということの判断は差し控えさせていただきたいと思えます。

ただ、一般論として申し上げますけれども、政治活動の一環として、候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を示す文書等の掲示は、公職選挙法第 143 条第 16 項で規定されているもの以外は掲示してはならないとなっておりまして、氏名または氏名が類推されるようなのぼりを使うということに関しましては、この規定に当たらないことが多いと考えられております。しかし、最終的には、法令に違反するかどうかという判断につきましては、その時期、場所、方法などで総合的に勘案して判断されるものということを改めて申し添えます。

○横田委員

たくさんおっしゃっていただきましたけれども、公職選挙法第 143 条第 16 項の各号以外のものは禁止されているのですよね。これは、明らかな法律なのですが、第 1 号から第 4 号までは、立て札、看板の類だとかポスターだとか、政治活動のための演説会云々のこと、これであれば例外としてできるのですが、これがかかなり厳しいですね、いろいろな規制があるのですよね。要するによく看板が立っていますけれども、同一事務所には 2 カ所までだとか、選挙区域内では、個人 6 枚、後援会が 6 枚だとかとあります。それではないわけですから、明らかに今、選挙管理委員会の判断はなかなかよくわからない、日時、場所云々という話でしたが、私は少し違うのかなという気がいたします。

それで、これは他市のものですが、公職の候補者等の政治活動の一環として、中略、のぼり、旗、プラカード、たすき、腕章などをすることはできませんと、街頭の演説に際してです。街頭や駅前などで行われる挨拶行為や街頭演説においては氏名を記載したものは使用することができない、これは罰則もありますよという、これは広島市ですけれども、そういうのがあったり、和歌山市では、Q & A でやっています。駅前等で、市政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできるか。また、スローガンのぼりは提示することはできるかという質問に対して、公職の候補者の氏名が表示された政治活動用立て札看板の類、これはのぼりも含むということになっていますけれども、街頭演説の場所では掲示できないというふうになっていますが、小樽市は何かこういう規定はあるのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

小樽市独自のものというのはいりません。公職選挙法にのっとり行うということになります。

○横田委員

政党活動ポスターに類したのぼりは、政治活動として掲示できると思いますが、これはよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局次長

政党活動における文書などの掲示におきましては、先ほど申しましたが、さまざまな状況、時期だったり場所だったり方法だったりということで、ここでできますよ、できませんよという最終的な判断はもちろんできませんが、例えば氏名が入っている場合だったり、入っていなかったりする場合だったりしますので、そこは状況によるということにしかならないかなと思っております。

○横田委員

政党あるいは政治団体のポスターと同じような条件であれば、のぼりはできるのですよね。これは、物の本ですけれども、政党名がある、それから弁士の文字の大きさは同様だとか、弁士の複数、これは、ただし 1 人でもそれが党首の場合は、党首は政党等の代表であるからいいのだよと、そんなこともあって、いろいろなことが書かれていますので、またこれについてはいろいろ質問しますけれども、違法で、あるいは公職選挙法に接触するのではな

いかというようなのぼりを持って街頭に立たされることは、市長としてはどういう思いなのか。先ほどは何かこれまでどおりというお話でしたけれども、それでよろしいのですか。

○委員長

再度お聞きになっております。市長、御答弁願います。

○市長

今の質問の意図そのものが、私の中でかみ砕けていない部分はありますけれども、今の話を聞いても、その考え方は同じなのかという視点なのかなと思いますので、その考え方そのものにおいては変わりはありません。

○横田委員

それでは、公職選挙法に抵触するおそれがある、これは選挙管理委員会をはっきり言ってくれませんが、私は違法だと思っています。そういうことを、今後も市長として続けていくという、そういうお話なのですね。

○市長

今までもお話しさせていただいておりますけれども、辻立ちにおける活動におきましては、さまざまな市民の皆様からのお声をいただいたりとかする、そのような一つの手法の一環として、私、市長として非常に必要な取り組みではないかというふうに、今までも説明させていただいておりますので、その考え方については変わりありませんから、続けられる範囲の中で続けていきたい、このように考えているところでございます。

○横田委員

繰り返しますが、政治活動はどんどんやっていいのですよ。今言ったように、市民の声を聞くとか、そういうことをやっていいのだけれども、違法ではないかという、私は違法だと思っています。そういうものを提示しながらやるのは違うのではないかという言い方をしているのですよ。もしやるのであれば、どうしてものぼりを持ちたいのであれば、きちんと法に合致したものをお持ちいただいてやったほうがいいのではないですか。

いや、首をかしげる話ではないのではないですか。市長ですよ。行政の、地方公共団体のトップの。その方が、これは少しおかしいと思われるようなものを持ってやるということは、お控えになったほうがよろしいのではないですか。あるいは持たないか、あるいは違う方法を考えるかということを行っているのですよ。政治活動をやっただけなのは全然、どんどんやってください。それをやめてくださいなどと言っておりませんから。もう一度だけ返事をお願いします。

○市長

先ほど横田委員からお話のありました御質問の中で、選挙管理委員会から答弁したのは、公職選挙法に基づく第 143 条第 16 項、多分答弁でもあったのかなと思っておりますけれども、この内容においては、市長という縛りではなくて、やはり公職の候補者、または公職の候補者になろうとする者、そして、公職にある者について御指摘されているというふうに思っております。ですから、私に限らず議員の皆様においても、立場としては一緒であるというふうに思っております。それに基づく取り組みとしては、それこそ小樽市内においても、自民党の方々も含めて、お名前を掲げ、また類推するものを含めて……

(「委員長、聞いていないことを答弁させないでください」と呼ぶ者あり)

取り組まれておりますので、そのことをもって、先ほど選挙管理委員会からもお話がありましたけれども、それについては、横田委員は法に違反するという断言されておりますが、今まで選挙管理委員会からもお話がありましたように、そのことにおいては状況であったり、さまざまなことがあった上での判断になるというふうに思っておりますので、私自身は今後におきましても今までと同じような活動を続けていきたい、このように考えているところでございます。

○横田委員

委員長、聞いていないことまで御返答いただきたくないですね、冒頭に言いましたように。一般の方であったり、

それから、自民党のと今ありましたけれども、それは小樽市議会のここで議論する話ではないのですよ。それはしかるべき選挙管理委員会が直接注意するか、あるいは小樽警察署の刑事第二課が注意すればいい話であって、小樽市議会議員が、その人たちに、あなただめだよという話ではないわけですから。

まあいいです。これからも違法と思われるようなのぼりを掲示しながら政治活動を続けるということで認識いたします。

次にいきます。

◎文書管理について

文書管理についてお尋ねいたしますが、本会議、あるいはきのうの予算特別委員会でも、書類がないだとか、議事録がない、あるいはメモは別にしても、記録がないというお話が随分ありました。小樽市の文書管理の根拠とやり方について、お知らせください。

○（総務）総務課長

文書管理のやり方ということでございますけれども、小樽市は、文書管理取扱規程がございまして、これに基づき事務を行っておりますが、文書の保存、廃棄、収受、こういった取り扱いのルールを定めているものによりまして、基づいてやっているということでございます。

○横田委員

我々が普通考えるに、いろいろな打ち合わせの議事録だとか、それから業務日誌的なものは、どんな企業でもつくっていますよね。それがここ数日、それはありませんからという話でした。

この前、総務部長が、一事不再理の話を担当職員課が電話で確認したと。だから書類はないのだと。電話連絡だったからね。というお話でしたけれども、それでいいのですか。電話受発報告書だとか、あるいは、いわゆる電話受けみたいなものはつくっていないのですか。

○（総務）総務課長

もちろん照会内容は、事案によってケース・バイ・ケースですけれども、一般的には各職場で単なる問い合わせ、そういった軽微なものは除きますが、メモをとりまして、整理して、適当なペーパーにして、上司まで供覧すると、そうやって情報共有を図る、こういったことはもちろんやってございます。

○横田委員

この前の自民党の中村吉宏議員に対する答弁では、一事不再理の話で、担当職員が電話連絡で、顧問弁護士の見解をお聞きしたときに、書面がないのかと言ったときに、担当職員が電話連絡で回答を得たものでありますので、ありませんと。書面はございませんという話です。これは、例えば電話受けはつくっているのですね、当然。

○（総務）職員課長

実際、照会したときには、こちらからメールをして、こういうことでお聞きしたいということでペーパーにして、回答については電話連絡でございましたので、私の質問書にその回答を記したものを記録として残してございます。

（「あるでしょ」と呼ぶ者あり）

（「じゃあ出せるじゃない」と呼ぶ者あり）

（発言するものあり）

○委員長

お静かに願います。

○横田委員

昔の話を言ったらまたかと言われるかもしれませんが、北海道警察文書管理規程というものがございまして、ここの第 74 条に「電話による指示等の記録」というのがあるのですね。電話により、指示、連絡、報告、照会、回答等を行い、あるいは受けたときには、しっかりと電話通信用紙というものに記載して残さなければならないと。

これは、事件捜査なんかの場合、縦書きの電話受けをつくりませんが、間違いなく証拠になるのですよね。証拠能力があるのですよ。それぐらい大事なものです。

それが、今、先ほど職員課長がメールで照会して回答を得たものはきちんとあると言ったので、それをお見せいただければよかったですのではないのですか。こういうものならあります、弁護士と、弁護士の名前が入ったものはないけれどもというのが欲しかったし、それから、この再質問では、担当職員が電話でお聞きしたものでございますので書類というものはございませんと言っています。改めて顧問弁護士に書類を求めるとするのは顧問弁護士にも負担をかけますからというお話でした。これは、こちらでつくったものを顧問弁護士に提示し、どんな方法かは別にしても、これでつくりましたから、これでよろしいですねと言われれば、弁護士に負担などかからないのではないですか。どうですか。

○総務部長

私が本会議でお答えしたのは、今、職員課長もお話ししましたけれども、担当が電話で確認しておりまして、それに対して、ものによっては顧問弁護士名で正式な文書で返ってくるというものもございますので、そういったイメージでお話ししたものでございますので、今、委員がおっしゃっているのは、メモということでのお話をされていると思うのですが、メモではなくて、あくまでも正式な文書をさらに顧問弁護士に求めるとなれば、それは顧問弁護士にも負担をかけるということになりますので、そういった意味でお答えしたものでございます。ですから、メモがあるとかないかということでお話ししたつもりはございませんので、いわゆる正式な文書として求めるということになると負担をかけるし、そういったものは最初からないということでお答えしたものでございます。

(「そんなの情報の隠蔽だろ」と呼ぶ者あり)

(「おかしいんでないかい、それ」と呼ぶ者あり)

○横田委員

担当職員が電話で回答をもらったものを書類にしているわけでしょう。書類にしないのですか。先ほどするといったのではないですか。

(「書面があると言っているでしょう」と呼ぶ者あり)

(「隠蔽だ、隠蔽」と呼ぶ者あり)

(「電話だって公文書なのでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

お静かに願います。

○横田委員

驚いていますが、顧問弁護士に負担をかけるというって、何行のあれなのですか。もし顧問弁護士に作成をお願いしたとしても、顧問弁護士料はお支払いしているわけですよ。ただ、それがなくても、こういう回答、内容はこうだという書類をつくっていて、これならありますよというならまだ話はわかるけれども、電話でやったから何もないのだという話で、それは少し変だなという話だと思います。

ですから、総務課長が手を挙げかけていますけれども、私が言いたいのは、文書管理、いろいろな文書がない、議事録もない、何とかもない、この前は除雪で北海道中央バスと協議したのも何もないと。情報交換したのも、どういう情報交換したのかも、さかのぼれば、北海道中央バス社長とトップ会談をしたときのメモもあると言ったり、ないと言ったり、普通は会議録だとか会談録というのをつくるのではないですか。そういうことがきちんとしっかりとされてないと、後々の記憶を振り返るときに必要なわけですし、いろいろな業務を処理する際に、電話でこういう回答がここにあった、こちらから言うてこうだという、そういう流れが途切れるのではないかなということだと思いますよ。違いますかね。

次の質問が控えていますのでこれでやめますが、しっかりと、何か、小樽市役所は大丈夫かなと思ってしまいま

すよ。

(「大丈夫じゃないんじゃない」と呼ぶ者あり)

市長に聞いても何もお答えいただけられないでしょうから、あえて聞きませんが、ほかの職員の皆さんはしっかり頑張っているわけですから、進めてください。

○(総務) 総務課長

今、横田委員からお話がありましたけれども、総務部長の答弁につきましても、これは本答弁も含めてなのですが、中村吉宏議員から一般質問で、顧問弁護士の正式に示した書面をもって議会に示していただきたいという、このような御質問がありました。ですから、正式な書面という形ではありませんということで、総務部長はお答えしてございます。その面につきましては、今、建設部のお話もございましたけれども、建設部長の昨日の答弁でもありましており、必要なものはきちんと残していきたいということでお話ししてございますので、全庁的にメモ等もきちんと各課かいの中で、きちんと情報共有されるように、もう一度促してまいりたいと思っております。

○横田委員

メモメモと言うけれども、決裁をとるのでしょう、きちんと。メモとは、メモ書きしたものをぼんと残しておくわけではないわけです。それはメモと言わないのではないですか。

○(総務) 総務課長

紛らわしい言い方をして申しわけございません。電話照会等があったときには、一時的にはメモをいたしますけれども、それを整理して、適当なペーパーにして、それで回議しているということでございます。

○濱本委員

◎文書管理について

今、横田議員の話を引き取ると、本会議での答弁そのものが不誠実としか言わざるを得ない。我が会派の中村吉宏議員が正式な文書を出せと言いました。正式な文書はないですけれども、こういうかわりの補完する資料はあります、文書はありますという答弁が、なぜできないのですか。隠蔽しているみたいに聞こえますよ。なぜそういう前向きな、きちんと議会に向き合う答弁ができないのですかね。そういう答弁したらファールですか。だめですか。議員が正式な文書をくださいと言いました。正式な文書はないけれども、電話のやりとりをきちんと文書にしたものはかわりの資料としてありますと。ですから、これを提出しますという答弁は、行き過ぎた答弁ですか。見解をお答えください。

○(総務) 職員課長

中村吉宏議員から、正式なというお話があったものですから、弁護士の名前で発出された回答書というようなイメージで、それでは電話で回答を得たので、そういった書面はないというふうにお答えした形になるのですけれども、今のお話は、その正式な文書というところに焦点を置いたというか、そういうところで本会議での答弁という形になったものでございますので、以後、そういったものを含めて、丁寧な説明には心がけたいというふうに思います。

○濱本委員

質問の趣旨は、顧問弁護士の見解を確認していたのですよ、あれは。そうでしょう。正式な文書というのは、顧問弁護士の見解を確認するためのツールとして出さなさいと言っただけだよ。そんな程度の質問の趣旨を取り違える程度なのですか。

○(総務) 総務課長

申しわけございませんけれども、中村吉宏議員の確認、当然レクの中で確認をさせていただいていますが、あくまでも市として本当にそういう受けとめをしているのか、顧問弁護士が本当にそう言っているのかということで、

正式に文書を出しなさいということでございましたので、私どもはそのような答弁をさせていただいたということでございます。

○濱本委員

わかりました。やはり誠実な、議会に誠実に向き合う、レクは非公式の部分ですから。いいですか、本会議場でほかの議員が、中村吉宏議員の質問を聞いて、印象としては、今、皆さんがそこで、違う補完する資料はありますということがあったとしたら、何でそれを出さなかったのだと素直にここにいらっしゃる方はみんな思うでしょう。これ以上、これをやりとりしても私は時間がほとんどないので、違うことを言います。

(「総務部長、笑ってる場合でないよ」と呼ぶ者あり)

◎蒸気機関車アイアンホース号の修理について

小樽市の大事な財産である、あの蒸気機関車アイアンホース号が故障して動かなくなりましたと。それで、修理をしなければなりませんよねということでありまして、1,400万円総額でかかると。

面倒くさいから私が言いますが、その1,400万円のお金をどうやって工面するかというと、実はこれを見ると、一般財源では、一つも仕送りをくれないのですよ。教育委員会の予算は積み上げたときに、本来は一般財源、要は市長が仕送りをするのですよ。このアイアンホース号の修理費は、一切本庁は教育委員会に仕送りをしていないのですよ。この今の実情を見ると。私の認識は間違っていますか。

○（教育）次長

委員のおっしゃるとおり、ここに一般財源は入っておりませんので、そういう形にはなりません。

○濱本委員

私はやはりたまたま教育委員会が小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金の展示車両の保全のお金を持っている、それから、社会教育振興資金基金も持っている、それを使えばいいではないかといって、自分たちで勝手にやれの世界ですよ。見たらですよ、印象は。それで、非常にそういう意味では冷たいなど。一般会計の中のそういう教育委員会、教育委員会で積み上げてきたって、全部くれるわけではないのですよ。少なくとも少しはよこしたらよかったのではないのですか、市長。ヒアリングしていて、例えばこの中で、ガバメントクラウドファンディングの217万8,000円、せめてこのぐらい教育委員会の総予算に上乗せしてあげたらよかったのではないですか。どうしてやめたのですか。市長、見ていたでしょう、これを。ヒアリングをやっているのだから。どうしてですか。

(「市長に聞いているの」と呼ぶ者あり)

(「いや、市長に聞いているんだって」と呼ぶ者あり)

○財政部長

今回、アイアンホース号の整備事業に当たりましては、この事業に限らず、我々が今まで積み上げてきた基金というものがございます。ですから、その基金をどのタイミングで、あるいはどういった事業で使うか、そういったことは現場と相談しながら、今回はこのアイアンホース号の整備事業に、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金、それと社会教育振興資金基金を使うということで話がなったということでございます。

○濱本委員

私はそんなことを聞いているのではないのだ。どうして教育委員会の、もしこのアイアンホース号のものを除いた分の総予算、教育委員会に渡す予算があるではないですか。そのときに、これをさらに上乗せしなければならぬけれども、財政部長はうちから教育委員会に予算を上乗せできないから、一部は乗せるけれども、あとは自分たちで始末しなさいと。だから、その分、わかりやすい部分で言えば、ファンドの費用ぐらいは仕送りの増額かけるから頑張ってやってねとかと、全然違うではないですか、この形を見たら冷た過ぎるって。

多分、先の話ですけれども、アイアンホース号の修理が終わって運行を再開するときにセレモニーをやるでしょう。そのときに市長は出てくるのでしょうか。私が直しましたと言うのですか。教育委員会の皆様の努力で直しまし

たと言うのですか。どうやって言うのですか、想像してくださいよ。仮定のことには答えられないですか。

○市長

どのような予算づけをしても、私が直しましたとは言いません。また、今回の予算編成に当たっては、教育委員会、または担当の主幹も含めて、何度も何度も何度も議論をいたしました。その中で、教育委員会の担当も含めて、このアイアンホース号がとまったことにおいて、やはりこの博物館は、このアイアンホース号よりの集客が非常に重要ではないかと。その中で、このとまったことをきっかけにして、多くの人たちにもう一度、このアイアンホース号に対して、また博物館に対して目を向けていただきたい、そのような思いが話し合っていく中でさまざま高まり、そして、この間、とまったことによって、その基金に対して寄附をいただいた方々もあらわれたこともあって、今回、それを一般財源等に頼るのではなくて、自分たちでそれを何とか直していきたい、またはその基金を集めていきたいという、そういう強い思いを出していただいたところでございます。

そのような中で、既にある基金はもちろんですけれども、クラウドファンディングの中で、より多くの方々、北海道の方はもちろんですが、全国の鉄道ファンであったり、博物館を愛する方々に、そのことを呼びかけて、何とかそれを集めて修理を図ってきたいという、その思いに対しまして私たちは賛同し、きょうに至っているところでございますので、見た目上においては冷たいのではないかというお話がありましたけれども、この間、そのアイアンホース号に対しましての議論というのは、1度に限らず、やはり何度も何度も話した、積み重ねた結果、今回、このような形で提出をさせていただいたというふうに思っておりますので、その意を酌んで……

(「長い、答弁」と呼ぶ者あり)

議員の皆様も一緒に、その寄附金を集めるために、一緒に発信をしていただければありがたいなと思っております。

○濱本委員

市長がどんな答弁をしようが、受けとめ方というのは、この財源、総費用をどうやって賄ったかという姿を見たときに、やはりそう見ない、今の市長みみたいな答弁がまともだと思える人は、私は余りいないのではないかなと思います。

ちなみに、二つだけ確認させてください。

小樽ファンが支えるものは、これは鉄道の展示車両のことで、皆から集めているものです。でも、多分この金額は、六百五、六十万円ぐらいしかないと思うのですよ。それで、ここから 500 万円使うわけですよ。そうすると、あと 160 万円ぐらいしかないのです。展示車両というのはいっぱいあるわけですよ。あれをやはり潮風に当たって、維持していくためには、相当お金がかかるのですけれども、この 162 万円で足りませんか。もっと潤沢に欲しいのではないのですか。それがまず 1 点。

それから、社会教育振興資金基金、これは、多分額面上は 4,000 万円ぐらいあると思いますけれども、実際の残高、一般会計はいろいろな基金から借り入れしていますから、多分ここからも借り入れしていると思いますが、借り入れしていなかったらいいのですけれども、4,000 万円ぐらい多分あると思うのですが、そのうちの額面ではなくて、4,000 万円は額面ですから、一般会計に貸している分を引いて、大体どのぐらい残っているのか。

それからもう一つ、この資金基金の使い道として、アイアンホース号の修理は、本当にもともとのこの資金基金の設立目的からいって適切なのかどうか、そういう根拠があるのかどうか、その 3 点、お答えください。

○(教育) 教育部次長

まず 1 点目のアイアンホース号以外の車両に対する整備に係るお金をもっと潤沢にということ、確かにもっと潤沢に欲しいという思いはございますけれども、今は、毎年 70 万円程度のお金をかけまして、展示している車両のさびどめですとか、塗装などの措置を行っている状況で、この 160 万円ほど残金が残ることになりますが、この車両整備というのも継続してためていくものですので、何とかその中で例年の修繕を賄っていければなという思いで、

今回はこのような数字の提案となっています。

それから、どのぐらい残っているというのは、社会教育振興資金基金で、2,000 万円ほど残っていることになり
ます。4,000 万円ありますけれども、実際のお金としては 2,000 万円ほど使えることになっています。

最後に、社会教育振興資金基金の使い道でございますけれども、目的としては社会教育の振興のためということ
だけが、この基金の目的となっております。ですから、決してアイアンホース号の修繕に使うことが社会教育振興
とはかけ離れているということではないので、使い道としてはよろしいのかなというふうに思います。

ただ、今回、資金基金から支出する金額が 900 万円ということで、非常に大きい額となっております。この部分
を何とか減らしたい、基金に戻したいということで、このクラウドファンディングを使用させていただくと、そう
いう考えでございます。

○濱本委員

ここにいらっしゃる皆さんも聞いていたと思いますけれども、ここで私が問題にしたいのは、4,000 万円あるけ
れども、一般会計に 2,000 万円貸しているのですよ。その 2,000 万円から 900 万円使って、クラウドファンディ
ングで穴埋めしたいと言っているのですよ。市長、他会計からの借り入れをやめまじょうと言っていましたよね。こ
としの決算で余剰金が出たら、どうですか、この資金基金に借りている金、全部一遍に返しませんか。そういう政
治判断はできませんか。一般会計から教育委員会に予算の上積みができないけれども、今、一般会計から借りてい
るから、決算が終わってお金が残ったら 2,000 万円全額返しますと宣言したらどうですか。政治家だったら。いか
がですか。

○財政部長

基金の償還につきましては、平成 30 年度におきましても、予定どおり返済予定になってございます。その中で、
社会教育振興資金基金につきましても、お約束どおり 500 万円ほど返済予定になってございます。

(「いやいや、ちょっとまって、もう一つ言わせてください」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

予定どおり返したと、そんなものはわかっている。だけれどもアイアンホース号を直すという突発的なことがあ
って、お金を使うわけですよ、大事なお金を。そうしたら繰り上げ返済しなさいよ。予定どおりとかと言わないで、
そちらが大変なのだから繰り上げ返済をすればいいではないですか。決算が終わったときに。その判断ができるの
は市長だけですよ。どうですか、市長。

○市長

今までもお話しさせていただいているように、非常に財政が硬直化し、今回、皆様にお示しさせていただいてお
りますけれども、大きな財政調整基金を取り崩して、今、収支均衡を保っているところでございます。

決算における余剰金のあり方においては、今までにおきましては、第 3 回定例会等で除排雪の予算等も組んでい
たことから、それに充てていたということが中心ではありますが、できれば私たちとしては、財政調整基金
を枯渇させたくないという思いもありますので、最終的にはそこが最優先になるのではないかと思います。それ
以上の余剰金が残ることが、どれほど可能性があるかは何とも言えませんが、それに基づいて基金における
返済については検討する余地はあるのかなというふうには思います。

○濱本委員

政治家の答弁ではないので、これ以上要りません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。